

平成18年第3回瑞穂市議会定例会会議録(第3号)

平成18年9月16日(土)午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	浅野楔雄
5番	小川勝範	6番	藤橋礼治
7番	熊谷祐子	8番	堀孝正
9番	山田隆義	10番	広瀬時男
11番	小寺徹	12番	松野藤四郎
13番	山本訓男	14番	桜木ゆう子
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	広瀬捨男

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	広瀬幸四郎	総務部長	関谷巖
市民部長	青木輝夫	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松尾治幸
教育次長	福野正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） どなたも、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

会議を開会する前に、一言申し上げます。

去る 9 月 1 日、平成18年第 3 回瑞穂市議会定例会を開会するに当たり、9 月16日の土曜日、17日の日曜日に会派代表質問及び一般質問を実施することに全会一致で決定されました。これは、住民に身近な市議会に向けた議会活性化策として土日議会を開催することになったものでございます。瑞穂市議会にとって初の試みとなる本日の会議に、朝早くから傍聴にお越しいただいた皆様方に心より御礼を申し上げます。また、休日にもかかわらず出席いただきました議会議員及び執行部並びに市職員や報道関係の皆様にも感謝をいたします。

きょうあすの会議には、傍聴者が多数お越しいただけると予想されます。議員及び執行部の諸君には、より簡潔かつ明瞭な質問と答弁をお願いいたす次第でございます。また、傍聴にお越しいただいた皆様方には、受付でお渡しをしました「傍聴人心得」をよく読んでいただきまして、円滑な議会運営に御協力いただきますことをお願いいたします。特に議場内では、ビデオ、カメラ、録音機、携帯電話の使用をお断りしております。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにさせていただくようお願いをいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 一般質問

議長（藤橋礼治君） 日程第 1、一般質問を行います。

発言時間について申し上げます。

本日の会派代表質問における各会派の発言時間は、会議規則第57条の規定によって、会派所属議員 1 人につき 8 分を乗じて得た時間内といたします。

会派代表質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

翔の会、4 番 浅野楔雄君の発言を許します。

4 番 浅野君。

4 番（浅野楔雄君） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、発言をさせていただきます。議席番号 4 番 浅野楔雄でございます。

会派の歴史からお話し申し上げますと、翔の会は平成16年12月 8 日に設立されまして、会長に広瀬時男議員、幹事長に浅野楔雄、政調会長に若園五朗、副幹事長に安藤由庸、幹事に篠田

徹、顧問に山田隆義、計6名の会派でございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、通告に従いまして、会派の代表として、瑞穂市の財政について市長に御質問申し上げます。

将来を見据えた活気あるまちづくりを進めるためには、健全財政が求められ、自立する地方行政の運営が必要とされております。最近では、多額の起債発行により財政運営が行き詰まり、財政破綻を来した北海道夕張市、新たに財政破綻の予備軍として釧路市、小樽市等が財政再建団体となる可能性があると予測するマスコミもあり、大変危惧されております。

総務省も、財政の透明を図るため、民間企業並みの財務諸表の作成に向け、自治体の会計の改善を進める方向になってくるものと思います。行政コストの計算書、つまり貸借対照表、資金収支計算書、純資産変動計算書等の作成基準を自治体に通知される旨が一部の新聞紙上に掲載されたのですが、そこでお尋ねいたします。

瑞穂市の平成17年度の決算状況では、16年度と比較しますと歳入で10億 6,300万円の減収となっております。その内容を見ると、自主財源で2億 8,300万円、依存財源で7億 8,000万円の減額となっております。このことをもう少し分析いたしますと、依存財源のうちで、地方交付税を含め、国・県の支出金で6億 4,200万円の減額となり、三位一体改革の影響を受けているものと考えられます。それに伴い、歳出も歳入に合わせるように5億 3,700万円が減額となっております。

健全財政を運営するには、経常経費の削減、公債費の抑制、むだはやめ余剰金は基金に積み立てることです。最初に経常経費の削減について、「入るをはかって出るを制す」ということわざがあります。行政では、まず歳出を抑えることが大事だと考えます。17年度決算状況を見ましても、歳入が落ち込んでいる現況を見ますと、税財源改革が年々進んでいきますと歳入全体が伸びることは期待しにくいのではないのでしょうか。歳入は、独自の税源を求めても市民の理解も得られませんし、国の法令・法律で定められた範囲内での運営となります。それには、まずみずからの歳出を律することが必要であり、市民の理解も得られるものと考えられます。

市長は、将来を見据えた健全財政を図るために、経常経費の削減をどのような方法で図られるのか、基本的なお考えをお持ちなのか、お尋ねいたします。

続きまして、公債費についてお尋ねいたします。

総務省が平成18年8月29日に発表した実質公債比率は、県下で一番低い4.9%でした。本年度から導入した財政の新しい財政指標で公債費比率が低かったことは、今までの財政運営が健全であったあかしであると考えます。公債費が高ければ、財政の硬直化につながります。

今回の補正予算においても、繰上償還4億 5,600万円を計上して、次世代の負担の軽減に努めていることが伺えます。これから給食センター、子育て支援拠点整備事業の別府保育所の建設、平成19年度には消防本部の建設も控えておりますが、これらの事業は起債で行われると推

測されますが、これらの起債の基本的な考えをお尋ねいたします。

最後に、国民健康保険（国保）税についてお尋ねします。

長い年月の間に積み重ねてきた基金が94億 5,200万円となっています。そこで質問いたします。

市が財政の健全経営を推し進めるには、基金の積立財源の確保を図ることは大事なことです。その中で、国民健康保険基金について疑問に感じるところがありますので、お尋ねいたします。

現在この基金は7億 6,400万円となっております。国保会計の総額で36億円の歳出に対して2割の保有額になるわけですが、国保の基金目的からいきますと、積立額が2割ですと多いように思われます。この基金の目的は国保の保険給付、介護保険の納付金、老人保健の拠出金の不足額ですから、これらを計算しますと32億 4,600万円となります。1ヵ月当たり2億 7,000万円になり、約3ヵ月分に相当します。基金の目的からいきますと、積立額が多いのではないのでしょうか。いかがお考えか、お尋ねいたします。

あわせて、今回の条例改正となっております、75歳以上の保険給付費が2割から3割に改正されます。最近の傾向を見ますと、国の政策も高齢者に住みにくい環境になっています。マスコミも取り上げているように、所得税の改正、住民税の改正により、老年者控除の廃止、年金控除額の減額と、高齢者にとって住みにくくなってきています。逆に、少子化対策の一環で出産育児一時金が30万円から35万円に支給額が変更され、福祉医療費助成も入院については義務教育の終了までと、子育て支援に厚い行政を目指されています。しかし、高齢者の方は国の基準の変更で負担が多くなります。

そこで、提案させていただきます。高齢者の方は、年金受給者が多くを占めております。そのほとんどが、限られた所得の中での生活を余儀なくされております。国保税についても配慮いただけないかと要望いたします。

今回、75歳以上の高齢者が1割給付費で負担する分を、保険税の軽減を1割減額するようなお考えはございませんか。また、資産税割につきましても、例えば固定資産税は都市整備のための税と考えるならば、資産を有効に利用している方には所得割での御負担をいただき、固定資産税に対する直接の賦課を抑えていただき、健康保険と同様に、所得に応じて賦課する課税方法に改正することはできないものか、お尋ねする次第です。若園議員より国保の資産税割についての具体的な一般質問が予定されておりますので、政策的なお答えをお願いいたします。よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 浅野議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず財政につきましてのお尋ねでございますが、最近、地方自治体の財政の健全性についていろいろと議論をされております。瑞穂市の場合は、私は財政の健全性は十分に保持されてい

るというふうに認識しております。最近発表されましたプライマリーバランス（基礎的財政収支）の中でも黒字で、借金が少ないということで、健全な自治体運営がなされておるとい認識が出されておりますし、瑞穂市の現在の財政力の力をあらかず指数、財政力指数も 0.9を上回っております、県内の自治体の中でも5本の指の中に入るだけの状態であります。また、今御指摘のございました、借金の状況はどうだということをおあらかず実質公債費比率におきましても、御指摘のとおり 4.9%ということで、岐阜県で養老町とともに最も低い市町になっておりますし、全国の中でもベストファイブに入るだけの状態であります。

しかし、財政力が余裕があるからといっても、やはり貯金というのは使っていけばどんどん減っていってしまいますので、やはり日常の運営の中においては、しっかりとした視点をとらえてやっていかなければならないと思っております。「入るをはかって出るを制する」という御指摘の言葉でございますけれども、こういう自治体の運営におきましては、入る方をふやすということは御指摘のとおり非常に難しい問題でございますので、むしろ持っている財政規模の中で最も効率よく運用するにはどういうふうにしていかなければいけないのかという点で考えなければいけないと思っております。特に歳入の問題につきましては、三位一体改革がまだ進行中でございまして、この影響が歳入にどのように出てくるかという実態はまだ十分につかみ切れていないという状況でありますだけに、現在の財政事情がこうだからこれぐらいのことまではいけるのではないかという判断は、極めてリスクを伴ったものになる危険性があるというふうに認識しております。

そういう点から、私といたしましては、現在の財政規模が将来は変わるかもしれませんが、まず現在の財政規模の中での歳入の効率的な運用ということをお考えていかなければならないという認識に立っております。瑞穂市の場合の標準財政規模は約81億でございます。そのうち、交付税で国からいただけるものが約10億でございますので、瑞穂市の自主的に運用できる財政規模としては70億と考えるべきではないというのが現状でございます。

そこで、現在の瑞穂市の予算執行の状況を申し上げますと、平成16年の決算で見ていただきますと、120何億使っておりますが、その中に建設的な経費も入っておりますので、経常的な経費としては大ざっぱに100億と見ていただければいいと思っております。ですから、この100億要る現在の運用というものを自分のところの自主的な財源70億の規模にどうして持っていくかということが、やはり歳入についての物の考え方として最重点の課題ではないだろうか、このように考えております。そういう意味で、行政事務の効率化、あるいは経費の節減というものにつかまして絶えず配慮しながら、財政の運用、あるいは施策の執行を行っておるといようなことでございます。

それから、起債の基本的な考え方についてどうかというお話でございますが、18年度で起債を考えておりますのは約34億でございまして、これで大体残高として100億を超すと思ってお

ります。この負担としてピーク時には10億以上の償還を必要とするようなケースが出てくるわけですので、私どもとしてはできるだけ繰上償還を、余裕があればとにかく返していくんだという形で、繰上償還をできるだけ進めていく、機会があればしていく。

それからもう一つ、起債を起こす場合に、最も有利な起債はどういうものであるのかということをお断りしながら起債をしていくというような形で努力していかなければいけないと思います。いろんな環境整備といいますか、インフラの整備のためには、しなければならない投資というものがあるわけですので、やはり懐の事情を十分に理解したその中でどういうふうに投資していくかということで、ただ必要だからやるということにおいては、将来において大きな負担を招くということになるのではないかと、このように考えます。

そういう意味で、起債につきましても、私としては、ただ起債の制限枠が、要するに余裕が十分あるからとか、合併特例債なんかでもこれだけのところまでは特例債が認められておるからというような考え方でやるのではなくて、事業の必要性の認識の中からこの事業をやるのかやらないのか決め、またそのやる場合に最も有利な資金の調達方法は何か、どういうふうにしていくかというような形で対応をしていかなければならないと、このように考えております。

いずれにいたしましても、財政の運用につきましても、今後ともやはり健全性というものを確固として保持しながら事業を進めていくという基本姿勢を貫かなければいけないと、このように認識しております。

その次に、国民健康保険税の問題の御指摘でございますが、瑞穂市の場合、国民健康保険に加入していただいております方々の御理解、御協力を得まして、健全性を保持していくことができておまして、御指摘のように、非常に大きな基金を持っておるという状況でありまして、そのあたりの運用についての危険性といいますか、安全性というものについては十分に対応・保持できておるといふふうに認識しております。

しかし、それじゃあどれだけあってもいいのかという問題になりますと、やはり日常の運営の中で、この国保会計の基金というものはやはり必要なレベル、水準というものがあるといふふうに認識しております。そういう点から考えますと、御指摘のとおり、現在の国保会計の持っております基金の状況は若干過剰ぎみではないかといふふうに思います。その点から、現在の御無理をお願いしております国保税の、今までずっとやってきております、そのままで来ておりますので、やはり社会の変化とかいろんなものを考えながら、見直す時期にあるのではないだろうか、このように思っております。

現在、非常に大きな負担になっておりますが、4方式でやっておりますけれども、所得割が課税金額の6%、それから資産割が資産税の35%というような数字で税額を算定させていただいております。このあたりのウエートの置き方が妥当であるのかどうかということもあわせて考えていく必要があるのではないだろうか、このようにも思うわけでございます。

しかし、この福祉施策というのは、最近、非常に大きな社会構造の変化と申しますか、市民、国民の状況の変化と申しますか、そういうものの影響によりまして、どういうふうな制度が最も望ましく、長期的に耐え得る制度であるかということが非常に模索、検討が進められておりまして、今度も新しい制度が考えられておりますけれども、絶えず手直しというか、改正がなされてきておりますので、そのあたりの影響も見ながらこのあたりの見直しは考えないといけないという課題を一つ持つておるわけでございます。

この中でも、20年から実施されます高齢者保険が今度始まります。そうしますと、現在の制度の中で、国保とはまた別でございますけれども、老健という制度がありますけれども、これが今度廃止になりまして、そちらへ統合されます。というような形で、保険制度もいろいろな形で見直しがされてまいりますので、そのあたりの影響をやはり私どもは十分にとらえながら、皆様方にどのように御無理、御負担をお願いしていくかということを考えていかなければならないと思っておりますので、私としては、今の御提案のいろいろな課題というものは、その検討の中におきましてまた一つの議論として展開させていただけたらと、このように考えております。

いずれにいたしましても、私としましては、高齢者保険との関連において、要するに平成20年にそれが実施される時点においては、国保の保険制度というものは見直しておきたいというふうに考えております。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 4番 浅野楔雄君。

4番（浅野楔雄君） 御丁寧なる答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。

国の構造改革はさらに進み、財源の確保はますます苦難を強いられると予測されます。多種多様な市民のニーズの一つでも多くこたえていくには、常に財源と相談しなくてはなりません。次世代に負担を残すようなことは避け、長期的な観点の中で優先すべき事業の選択が求められます。財源と市民のニーズのはざままで苦渋の選択をこれからますます多く迫られることと思っておりますが、市民のために将来を見据えて健全財政の維持に努められますようお願いいたします。

代表質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合により暫時休憩します。再開は9時50分より行います。

休憩 午前9時32分

再開 午前9時49分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、新政会代表、18番 澤井幸一君の発言を許します。

18番 澤井君。

18番（澤井幸一君） 議席番号18番、新政会の澤井でございます。

議長の発言の許可を得ましたので、これより新政会を代表して質問いたします。

代表質問は、3点に分けて市長にお尋ねをいたします。まず第1点は、来年春に行われる予定の市長選挙について、第2点は、防災、特に治水について、最後に第3点は、まちづくり提言であります。この3点はばらばらのものではなく、今後の瑞穂市の行政に欠かすことのできない内容ですので、市長の誠意ある御答弁をよろしく願いいたします。

まず第1点の、来年春に行われる予定の市長選挙についてお尋ねをいたします。

旧穂積町と旧巢南町が合併し、瑞穂市が誕生してからはや3年余りになりました。一時は北方も加わるとの動きもありましたが、結局は旧穂積町、旧巢南町との合併でありました。私は結果としてこれでよかったと思いますが、自主財源は弱くても、高福祉政策をとった自治体はどうなったかを見るだけでも、今回の市町村合併の姿が見えてきたと思います。

これからは、財政にも分権社会の三位一体改革により、まだまだ厳しくなってくると思います。瑞穂市が合併して3年余りで、当初の計画どおりの進みは、月日がたち、市の方針が完全に固まるまでには至っていないと私は思います。合併して3年余りというのは、これまでの2町がどうした指針で何をしていくのかを決め、動き出したばかりであります。この分権社会に合併して10年、その指針に沿う瑞穂市にとっては大切な年であります。これからが自立した活力あるまちづくりを見出す本番であります。そのリーダー、トップである市長を決める市長選挙が来年春には実施されます。そして、せめて2期8年間は同じ市長にかじ取りをしていただきたいと思いますが、市長は既に70歳を超えられましたが、まだまだ元気はつらつであります。

そこでお尋ねをいたしますが、もう1期4年を市長としてリーダーシップをとっていただきたいと思うのですが、市長にその気持ちがあるのかどうか、同志を代表してお尋ねをいたします。

質問席へ移りますので、市長の答弁によっては再質問させていただきます。市長、よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 澤井議員の御質問にお答えさせていただきます。

瑞穂市は、これで合併して3年ちょっとたったわけでございます。この機会にということで、実は私、合併当時のいろんな資料をちょっと目を通して見ました。「穂積町・巢南町合併協議の歩み」ということで、当時の動きというものをまとめた冊子がございますけれども、合併の目的というものに、急速に進む社会の変化、それから急速な人口構造の変化、少子・高齢化ですね。それから、非常にバブルが崩壊して苦しんだ時代でございますので、経済動向の変動。それともう1点、地方の時代とかいろんなことが言われまして、財政構造がどのように変わっていくか、その影響をどうとらえるか、それを十分に受けとめながら、魅力ある地域コミュニティーを構築していくために合併を目指したというふうに表現しております。私はまさしくこ

の合併には、そういう一つの大きな目標、大前提を構えて合併に踏み切ったというふうに判断しております。

しかし、合併をいたしましたときに、旧巢南町と旧穂積町、やはりそれぞれの自治体がそれまでに歩んできた一つの過去の歴史、わかりやすく言ってしまいますと、家風の違いというものがあると思います。それが一体になって今の目標に向かって進むためには、まずこの2町が本当に融和し切るということが第一だというふうに考え、今日までに私はそれに全力を注いできたつもりであります。組織、あるいはいろんな制度の整備・統一、あるいは施設面において地域間のアンバランスの修正、そのような形でいろいろと、一緒というか、一体となって歩んでいくために必要な施策展開というものを進めてきたつもりであります。まだ懸案として、例えば消防の統合とかというような問題も残ってはおりますけれども、当初目的にしておりましたそのあたりの整備については、ほぼ整ってきた、あるいは方向を決めていくことができたのではないだろうか、このように考えます。

新しい瑞穂市になりまして、新市建設計画というものを策定しております。そして、まちの将来ビジョンというものをその中に描いております。「快適で住みよい、活力を生み出す創造都市」というのが一つのコンセプトでございます。私は、この3年あたりで整備してまいりましたこの基盤をベースにいたしながら、これからこの目標に向かって、このまちに住むみんなが心をつなげて努力していく必要があるのではないかと、このように思います。

どんなまちをといいまして、今申し上げましたような形では極めて抽象的でございますが、私はやはり地域のコミュニティーの力というものをどのようにつけていくかということが大事だと思います。最近ベストセラーになっております藤原さんの「国家の品格」という本の中で指摘しております中におきまして、私は非常に、うちのまちでも十分に考えていかなければいけないなと思いますようなことが幾つか上げられております。まず1点は、高い道德、モラル、社会的規範に対しての高い心構え。それから美しい田園、自然でございますね。それからもう一つが教育、高いレベルの教育の充実と。この3点は、私、指摘しておる中でも、うちのまちでも努力すればできることであるし、やらなければならない、またそれが瑞穂市の魅力になっていくだろうと、このようなことを思います。私は、これから瑞穂市の歩みというものは、道は険しく遠いと思いますけれども、この目標に向かって着実な歩みを続けてくれることを心から願うわけでございます。

そこで、今の御質問のお話の件でございますが、現段階におきましては、私は現在与えられております仕事に対して全力で投球をしておりますし、将来につきましてまだ十分な物の考え方を整理する段階には至っておりません。というよりも、今はそれに全力を傾注しておりますと申し上げた方がはっきりしておるかもしれません。今後の瑞穂市政を充実させていく中において、私自身がどのような形でお役に立たせていただくかという問題につきましては、今日ま

での瑞穂市の歩みの中で、いろんな形で御助言をいただき、また御助力をちょうだいいたしました私の周りの支援者の方々と十分に協議を進めさせていただいて、自分の歩むべき道は考えてみたいと、このように考えております。現段階におきましては、2期目のことはまだ想定の中に入れておりません。

〔18番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 18番 澤井幸一君。

18番（澤井幸一君） 市長から今答弁をいただきましたが、まだまだ残された事業に専念をするということと同時に、将来のこと、先ことはまだこれから考えるというような御答弁をいただきました。私は、今の瑞穂市の長期計画の中で、また早期計画の中で、給食センターの早期実現、そして消防署の設置について、そして子育て支援センターの計画、また本年に計画しておりますコミュニティーセンターの問題もあるわけですから、早急にこれを手がけていただくには、市長に続投していただきまして、いい計画を持って進んでいただきたいと、こんなふうに思います。今の答弁ではまだまだ私としては納得できませんけれども、いい方向に解釈をして受けとめさせていただきます。

次に第2点目として、治水と防災について質問をいたします。

「災害は忘れたころにやってくる」と言われておりますが、しかし、当市では戦後60年間に、昭和36年の大水害、昭和51年にも9・12という大水害の被害を受けているのです。忘れたころではなく、小さい水害も合わせて毎年のように水害に見舞われていたのですが、旧穂積町全町民がこの水害の教訓を生かして、防災は全員が協力し、整備をされてきました。その結果、今では少々的大雨にはびくともしないまちになりましたが、しかし、まだまだ道半ばであります。

まず、現在工事中の犀川第1・第2総合排水機及び新堀川の水路や、牛牧閘門及び五六西部排水機場の改修計画はどのようになっているのか、明らかにしていただきたいと思います。

私の住む野白地区には、牛牧閘門があります。この堤防の上には、川崎神社が祭られております。市長も御承知のように、川崎神社は、牛牧と花塚、本田、そして稲里に4ヵ所ぐらいあるのですが、これは宝暦治水の一つであり、牛牧閘門をつくられた川崎平右衛門を祭った神社で、いずれも5ヵ村輪中に集中して集落の中にあります。これを見ただけでも、旧穂積町は治水が命であったということがわかります。

戦後60年、行政の指導はもちろん、議会も、そしてすべての住民も治水には全力を挙げて取り組んでおられます。そして、水路改修などには大きな成果も上げていますが、まだまだ河川敷の整備はおくれております。そのことを配慮して、国や県に対して要求や努力をされている姿には感謝し、注目をしております。この機会に、これからのこと、今日、現在までの働きとこれからの問題点を明らかにしていただくとともに、見通しについても、明らかにできるものだけでも現状報告をしていただきたいと思います。

また、9・12の豪雨災害から30年がたち、人口が倍増近くになり、市民の半分以上が水害のことを知らず、風化されつつあると思います。今後、防災を兼ねてどのように周知されていくのかをお尋ねいたします。

最後に3点目として、まちづくりの提言についてお尋ねをいたします。

8月26日の新聞で、大垣共立銀行と日本政策投資銀行が瑞穂市に穂積駅前周辺の再生を提言したことの記事を読みました。これは両銀行が朝日大学の協力を得てプログラムをつくったというのですが、松野幸信市長はこれを受け取られてどのように考えておられるのか、まず明らかにしていただきたいと思います。

市長は以前から、現在瑞穂市には三つの宝があると言われております。第1は穂積駅、第2は多くの1級河川、第3は朝日大学と言われております。確かに穂積駅は大切な宝ですが、この提言の中で指摘されているように、年間600万人が利用というのは1日2万人の乗降客が利用というもので、現在もそのとおりですが、問題は駅前の活性化の問題であります。JR穂積駅周辺の有効活用を軸にした市街地中心の再生と、駅乗降客を駅周辺の活性化に取り込むワンストップ戦略というのは、なかなか難しいものではないかと思いますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

現在、穂積駅の乗降客を見た場合は、朝や岐阜や名古屋への通勤・通学客が主体で、電車も10分間隔で運転されていることから、買い物をして電車に乗るといった人はほとんどなく、また帰りも同じで、駅前商店街を利用する人はいないのが実情であります。このような実態で駅周辺の再生という場合は、通勤・通学の人たちを除いた家庭にいる市民にどのように利用してもらえるかではないかと思えます。市長のお考えをお尋ねし、大切なことは、活性化に努力した駅前商店街を市民の皆さんがいかに活用されていくかであります。

活性化のためには、大きな投資が必要です。行政が中心になるとすると、そのビジョンもしっかりしなければならぬと私は思います。これは当然議会にも諮られることと思えますが、大きなプロジェクトであり、住民の働く例えば大きなスーパーが市内にも周辺にも隣接していることや、周辺の大型スーパー等のことを考えると、この提言には不安を感じているのです。これは議会も含めてみんなで研究し、討論すべきではないかと私は思いますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

以上で私の質問は終わりますが、市長の答弁次第によっては再質問させていただきます。市長、よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） ただいま御質問の治水の問題と、まちづくり提言の2点についてお答えをさせていただきます。

まず治水の問題でございますけれども、この地域は低湿地帯ということで、御指摘のように、

本当に長い水との闘いが続けられてきておるということでございます。五六川の改修に非常に御努力をいただきました川崎平右衛門さん、それからまた中川を全面的に御尽力いただいた金井甚平さん、この方々の業績をしのんで毎年法要を務めさせていただいているというのも、私どもはこういう先人の御努力のたまもので今日の安心した生活ができるんだというささやかな感謝の気持ちではないだろうか、このように考えるわけでございます。

それじゃあ、現在の治水計画はどのような進展になっておるかということでございますけれども、どうしてもやはり目に見えるものが前面に出てくるわけでございます。しかし、目に見えない状況の中で、地道な治水対策というものは長い年月をかけて着実に進めてきておるというか、進められてきておるというふうで御理解をいただきたいと思えます。

例えば犀川の遊水池の整備につきましても、やはり私どもは区画整理事業の完成、あるいはそこへのショッピングセンターの進出というようなところへ視点が行きまして、肝心のあの事業が治水においてどれくらいの効果を上げているのかということについてあまり議論がされないのでございます。現実に犀川遊水池は、あの大区画整理事業をする前は、あそこの遊水池の保水能力は140万トンでございました。それが、あれだけの工事をやりましたことによりまして現在は230万トンの能力を持っておるんです。要するに、これは差し引きしますと90万トンですから、90万トン分の集中豪雨時の水をためるだけのダムがあそこにできたんだという認識がとれるわけでございまして、そういう大きな結局治水事業というものも、まだ若干残ってはおりますけれども、事業は進められていると。そしてまた、ここの遊水能力がアップすることによりまして、犀川の河川改修、宝江川の改修、そういうようなものも着々と上流部に向かって整備をしていくことができおるわけでございます。

また、排水機場の件が御指摘ございましたが、犀川には現在、下流部の新犀川の排水機場は別にしまして、瑞穂市内の排水機場としましては第1、第2、第3と三つの排水機場があるわけでございますけれども、第1と第2が老朽化してまいりまして、その統合ということでの統合排水機場の工事が現在進められております。そのあたりの進捗状況と今後の展開のあり方につきましては、また一遍担当の方から説明をさせていただきます。

私どもとしては、こうして大河川と関連した治水対策が進んでいくと同時に、市としては今度は消火栓、要するにそれぞれの地域の今度は治水対策というものを十分に考えていかなければいけないと、このように思います。

その中で、今は忘れられがちになっておりますけれども、特に考えなければならないことは、治水というか、水害についてある人が語っておられましたことで非常に印象に残っておりますのが、堤防を強くしたりいろんなことを考えて、もういいと思っても、相手は自然である。だから、絶対に水害・災害がないということは断言できないと。むしろ、大堤防の補強も大事であるけれども、この地域においては輪中という昔から治水に対する一つの知恵があり、これ

をもう少し整備していくことによって災害が発生したときの被害を最小限にとどめるという手法も講じる必要があるのではないだろうかということをおっしゃっていただきましたけれども、私はそういう意味で、今ではそんな堤防みたいなものはいいじゃないかとかどうかというようなことがすぐ議論になりますけれども、私はやはり昔からの知恵で水害と闘ってきた、そういう一連の施設はやはり大切に治水対策が一つ必要ではないだろうかというふうに思います。

それからもう1点は、水田が持っておりました保水能力といいますか、調整能力というものが、都市化が進むことによって、要するに田んぼがどんどん減っていきますことによって、その調整能力がどんどん落ちてきております。この能力の低下した部分をどうやって補うか、あるいはカバーするかということが重要な課題ではないだろうか、このように思います。私がおっしゃっておられますのは、むしろ、すぐにこの水路をふたしてしまって道路にしたらとかというような見える面での話が非常に多いんですけれども、やはり水路というものはできるだけ大切に、整備をして、いつときでも早く本川に放水するというような体制というものを十分に整えていく必要があるのではないだろうと、こんなことも考えるわけでございます。

いずれにいたしましても、治水に対する闘いというか、整備というものは、これでいいというステップはありません。やはり一つずつ着実な形で体制を整えていく、あるいは対応していくということが最も大切ではないかと思っておりますし、瑞穂市の安全という面で考えた場合には、私は水害というものは最優先に考えるべき事項だというふうに認識をしております。

その次に、まちづくりの提言について、先般、共立銀行さんが朝日大学さん方と協力して一つの提言をいただきましたのは御指摘のとおりでございます。

瑞穂市をいいまちにしようと、こんなことは考えられないかとか、こういうことをしたらどうだろうかというような御提言はいろいろといただいております。この前には、経営者協会がまちづくりにつきましているいろいろと検討をされ、御提言をちょうだいいたしました。また、これは内輪ではございますけれども、瑞穂市が合併してスタートしたときに、瑞穂市をどんなまちにしたらいいだろうかということで、瑞穂市の若手の職員と県の若手の職員が合同でまちづくりのワーキンググループをつくりまして、いろいろと研究をしてくれて、一つの提言もしておってくれます。いろんな形で、みんなでこんなまちにしよう、こうしたらどうだろうかということをお断りいただき、そして議論をしていくと。これが要するに私はまちの力になると思っておりますので、そういう点におきましては、これからいろんな形での提言というものを積極的にいただき、それをまとめ上げていく中でまちづくりを進めていく必要があると、このように思います。

その中で、先ほどちょっと今の共立銀行の提言の中での駅前開発の件について御意見がございましたので、それに対しての私の思いとして申し上げますと、なるほど穂積駅の乗降客は1日に1万弱ということでございます。そういう意味で、駅前を開発整備していくということ

についてどうだということでございますけれども、ずばり申し上げまして、1万人で商業は成り立ちません。ですから、これは先行しているいろいろとおやりになっている自治体に対しては失礼に当たるかもしれませんが、全国的なケースを見ましても、駅前開発の中で、商業集積という形での駅前開発はほとんど成功例を見てないというふうに私は認識しております。ですから、駅前開発は商業で開発するという視点は避けるべきだろうと。

それじゃあ何で開発するかということで、ここに皆さんでいろいろと議論をしなければならないところがあるのではないかと。そういう意味で、駅前に私はこだわらないで、時々皆さんに何かないだろうかということで一つの投げかけている問題、それは何かといいますと、現在の瑞穂市の置かれております位置は、単に岐阜県内のこの地域の瑞穂市ということではなくて、中部経済圏、もっとわかりやすく言いますと、名古屋圏の中での瑞穂市の位置づけをどう考えるかということではないだろうと、こんなふうに思うわけです。そうすると、瑞穂市の魅力をどこにつくっていくかということになりますと、端的なことを申し上げまして、名古屋にないものは何かということだと思えます。それじゃあ名古屋にないものって何だろうかということ、私は、無責任ですけど、一遍考えてえなと、こういうところで結局問題提起をしておるわけでございます。

私は、やはり瑞穂市の魅力というものは、先ほどの翔の会の御質問にもお答えいたしましたように、まちとしての品格、もっと言いますと、ブランドをつくり上げていくと。それが一番まちづくりに大事じゃないだろうか。そのときに駅前をどういう形で、要するにその中で役割をどう担わせるかという形で考えていくべきではないだろうか、こんなふうに思うわけでございます。いろんな形で、とにかく大勢で議論して一つのいい姿というものを見つけていくのが、まちの将来に対して非常に大切ではないだろうか、こんなふうに思います。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 水野年彦君。

都市整備部長（水野年彦君） 私の方からは、今工事中の犀川第3排水機に併設の第1・第2統合排水機並びに新堀川の導水路の現状はどうかということで、第1点目の御質問にお答えします。

犀川第1排水機は昭和26年並びに第2排水機につきましては昭和40年に設置された施設であり、両機場とも設置後30年以上を経過し、老朽化並びに機能障害が見受けられます。また、両排水機は長良川本堤の河川断面内にあり、堤本体に影響を及ぼすこととなっており、早急に改築が必要であります。現在までに、第2排水機場の20トンの代替施設として、第3排水機場に10トン、統合排水機場に10トン設置済みであり、非常時には稼働できる状況にあります。第1排水機場代替分の4.2トンの2台でございますが、現在ポンプの製作中であり、平成19年6月ごろまでに設置の予定であります。

続きまして、それにつなぐ新堀川導水路の状況でございますが、用地の取得状況、これは国

交省と岐阜県によって行っております。つきましては、現在までに約70%弱の地権者の方と契約が完了済みとなっております。

続きまして、牛牧閘門下流及び五六川西部排水機場の改修についてはどうかという御質問に対しては、現在工事中の統合排水機場の完成後、着手されると聞いております。

続きまして、地域を知って水害に備える市民の意識向上ということですが、御承知のとおり、51年の9・12災以来、瑞穂市は、国・県による排水機の新設・改築、また河川の改修が着実に進められ、安全度が高まったことと、近辺各市で見られます異常的な降雨も幸いにしてなく、ここ30年間大きな被害をこうむったこともないことから、市民の皆様方及び市職員の中でも経験された方が徐々に減りつつあります。水害に備える意識は多少薄れてきていると思います。ことしの30周年を機に、いま一度、水害に対する備えと、治水事業に対する市民の皆様の御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

〔18番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 18番 澤井幸一君。

18番（澤井幸一君） ただいま担当者から答弁をいただきました。

実は、昭和51年度に降った雨は800ミリと申しておりますが、その800ミリをセンチに直しますと80センチ、そんだけ平均に降ったわけでございます。その80センチで、五六堤防の上を越して内水に入ったということと同時に、中山道の往還を越えて真正の方から水が流れてきて、この瑞穂市、海拔5メートルから5メートル50が一番低いところであります。それは5カ村の野田地域が実は一番低いわけでございまして、本当に100ミリぐらい降るとあの大変低いところが実は道路が水に浸るわけでございまして、この道路を私は一刻も早くちょっと上乘せして上げていただきたいというようなことも都市整備の方に要望しましたところ、あれを埋めたら今度は宅地が水浸しになるからあれはあれで残していきたい、永久にそんな考えはないというようなことでございました。

そういうことも考えながらこの治水対策に大きく取り組んでいただきたいと同時に、排水機も今着々と経過報告をいただきましたが、第1・第2排水機の問題、そして5カ村の排水機はもちろんのこと、そして五六西部の排水機も五六西部の皆さん方は大きく早急にやっていただきたいという期待心を持っておられます。どうかそういう面も国土交通省の方に切磋琢磨して要求をしていただきまして、一刻も早く皆さん方の御希望にこたえるべき御指導をいただきたいと、こんなふうに思っております。

私も区長をやっておりますので、いろんな面でいろいろ水に対しては本当に旧穂積町の先人たちは難儀しておりますし、また実は輪中堤防もなくなりました。農林省がしております区画整理等々で実は輪中堤がなくなりました。また、5カ村の輪中堤防といえますと、今の井場・花塚のあの野田のマンボを越えたところが実は輪中堤防になるわけでございますが、あれは一

切さわっていただいておりますけれども、草も刈っていただけてません。一刻も私は草を刈れと言いますと、草を刈りますと水は強く流れてきますので、あれは草も刈らずに存続していただきたいというような要望と、また輪中堤防の見直しを実はしていただきたい、こんなことを強く要望するわけでございます。

そしてまた要望ではございますが、これは道路に関してでございます。実は、犀川の改修も国交省が直轄事業でやってくれました。地元の皆さん方のお骨折りもあったかと思いますが、市長に実は、牛牧団地から小学校の東の道路真っすぐに商店街の大きなプラント6が完成し、昨年の6月に開店をいたしました。非常に人気がよく、たくさんの方々が買い物をしていただいておりますが、その下畑の昔墨俣・牛牧線がございました橋がかかっておりまして、そんなことから地元の方々は何とか橋をつくっていただきたいと、こんな強い要望でございます。ですから、私は市長にいつもお願いをしておりますが、何とか潜り橋でもどうかということをお願いしておりますので、私は市民の方々に、潜り橋の計画があるそうですので早急にかけていただけるということをもう市民の皆さん方に伝達してございますので、一刻も早く、潜り橋でも結構ですので、強く要望いたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。議長（藤橋礼治君） 続きまして、日本共産党瑞穂市議員団、11番 小寺徹君の発言を許します。

11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党の小寺徹でございます。

代表質問をさせていただきます。

議題は、障害者自立支援法についてでございます。

皆さんのお手元に、議事日程の中で、障害者自立支援法の「害」という字は漢字で書いてありますが、私は原稿で平仮名で書いてほしいということを要望したんですけれども、これは法律用語で勝手に平仮名にするわけにいかないという議会事務局の答弁でございましたので、御容赦を願いたいと思います。お断りしておきます。

この4月から障害者自立支援法が施行をされるようになりました。それによって、障害者の方が施設へ入所したり通所したりする場合、原則として1割の応益負担をしなければならないということになったわけでございます。そのようなことから、利用者の方の負担が多くなるということで、施設への入所・通所をやめて退所するという事態が全国で多く発生していると新聞でも報道されております。さらに、施設側から言えば、退所されることによって収入が減るということで、経営が成り立たない。さらにまた、報酬制度も今までの月額制から日額制に変更されるということも加味されて、収入が大幅に減り、施設の経営が成り立たないという深刻な問題が発生をしております。

そういう中で、この自立支援法に対して市長はどのように考えておみえになるか、最初にお

尋ねをしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 小寺議員の御質問にお答えさせていただきます。

この自立支援法の内容でどういうふうな影響が出るかとか、そういう細かい点はまた担当の方から答弁させていただくとしまして、基本的にまず申し上げることは、先ほど国保のときにも申し上げましたように、余りにも福祉施策について朝令暮改が過ぎるということで、はっきり申し上げまして、これがどのようにどの程度影響が出てくるのかというようなことは、現段階において私もつかみ切れていないというのが正直な状況でございます。

それで、今までの制度の欠点というか、問題点は何だろうか。そして、その辺はこの支援法に切りかえたことによって十分にクリアされているのだろうかということ十分に一遍考えてみないといけないと思いますし、それからもう1点、障害者福祉の問題に対しましても、この1点だけをとらえてどうだという議論じゃなしに、これに関連したいろんな福祉サービスのメニューというのはいっぱいあるわけでございますので、全体のメニューの関連の中でどう考えるかということも、もう1点検討してみる必要があるだろうと思います。そういう意味で、これは私は逃げを打っているわけじゃございませんけれども、現段階におきましてこの自立支援法がどうだとかこうだとかいう言明はちょっと避けさせていただきたいと、このように思います。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 障害者にどのような影響が出ているかまだ定かでないの見解は述べられないということですが、新聞報道によりますと、県の障害者団体の方たちが古田知事に、この自立支援法によっていろいろな影響があると。中身はちょっと詳しく報道されていませんでしたけれども、非常に大きな問題があるということで要望され、古田知事はその要望について、あらゆる機会を設けて、特に制度上の大きな問題は国の制度を変えなければなりませんから、国へも要望していくというような発言をされたという記事が載っておりました。

さらに私は新聞報道で、東京都の精神障害者家族会の連合会長の野村さんという方が新聞で書いておりますけれども、この人の評価によれば、自立支援法は無慈悲で、情け容赦のない、障害者を持ってしまったことに関して自己責任だというような法律ですということで、要するに自立を支援するということではなくて、自立することを妨げてしまうような法律じゃないかということ指摘されておるわけでございます。

そういう点で、市長はまだ実態がよくわからんということでございますから、ぜひひとつ瑞穂市の障害者の方で、いろんな人がお見えになりますけれども、その実態調査をし、そういう人たちの声をしっかり聞き、障害者自立支援法によって大きく経済的な負担を強いられる方た

ちに対しては、この法律を抜本的に改正するという方向で国・関係団体への要望をぜひしてほしいと思うわけでございますが、実態把握できた場合にそういうような対応をされるかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今のお話のように、私は端的なことを申し上げまして、新聞報道とか、それからそれに直接関係のある方、そういう方々の御意見も大事ですけれども、この制度をどうとらえるかという問題も自分なりに十分考えてみななければいけないと思います。そして、御指摘のように問題点があれば、そしてまた自分なりに疑問を感じれば、それなりの意見は述べていきたいと、このように思います。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 時間ですので、終わります。

議長（藤橋礼治君） それでは、議事の都合により暫時休憩をとります。11時から再開します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時59分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまより、民主党瑞穂会、松野藤四郎君の発言を許します。

12番 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 議席番号12番、民主党の松野でございます。

通告してある地方公務員の定数並びに定数の削減に関する市側の考えについて質問をいたします。貴重な時間でございますので、8分しかございませんので、的確なる御答弁をお願いしたいというふうに思います。

初めに、瑞穂市は合併時に瑞穂市職員定数条例、これは第19号でございますが、平成15年5月1日に施行されております。その職員の配分については、当該任命権者が定め、市長の事務部局、あるいは民生部局を含め、八つの部局に区分をされております。この条例第19号では、職員の定数が359名となっております。条例施行時では、穂積町、巢南町の両職員を合計いたしますと347名でございます。この状況を見たときに、定数条例の人員より12名の減員であることがおのずからわかることでございます。まずこの相違点について市当局の見解を伺います。

この回答を含めまして、以下の質問については一般質問席から行います。よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 定数条例と実人員の違いはということかという御指摘でございますけれども、これは、定数条例の人数は私は認められている枠だというふうに考えております。で

すから、それは上限といたしまして、それ以下の範囲の中でどう運営していくかということでやっておりますので、そこに差はおのずと出てくると思います。ただ、あまり大きな差が出てきますと、それは実態とマッチしないわけでございますので、当然定期的に見直しをしていく必要はあるというふうに認識しております。ですから、マイナス12名というのは欠員だとか、それだけ少なくとも運営しているんだというふうに御了解いただきたいと思います。

〔12番議員挙手〕

12番（松野藤四郎君） 条例というものは、やはり地方公共団体がその管理する事務に関して制定する法というふうに明記をされています。「法」と言いますので、例えば国で言いますと法律と同じような考え方だというふうに私は解釈をするわけです。

それで、合併時前の両町合わせた職員数は、平成13年度が355名ということでピークでございました。けれども、この条例施行時に、要は何で359名としたのか。逆に言ったら347名の定数で条例を施行すればいいというふうに私は考えますが。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） これは先ほど私が申し上げましたように、上限だと認識していただきたいと思いますが、ただし、ここの数字以上の職員は使えないということははっきりしておりますけれども、要するにその範囲内において効率のいい運用をしていくということだというふうに考えております。

〔12番議員挙手〕

12番（松野藤四郎君） 時間がありませんので、これについては後日の一般質問等に入れたいと思っています。

もう1点ですが、市長は昨年17年第1回の3月定例議会の中で、ある議員の質問の中で、瑞穂市の職員定数に関し、適正化人員は250名という答弁をされております。これは100名近く、3割近くの減数ということになるんですが、その答弁をされた以降、やはり市役所の中で、これは自分が該当するのかな、どうかなという職員の意識と申しますが、そういったものが激震をしたというふうに思うわけでございますが、やはり首長の一言一句というものは大変重みがあるというふうに思いますし、責任も重大であるというふうに考えます。

そこで、この適正化人員250名と言われた根拠、これは何をベースとして言われたのか。また、この250名体制に移行するには最終年度はいつになるか、お答えを願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 適正人員が250名程度ということで申し上げましたのには、それなりの私の考え方があります。まず、何もかも一からげで物事を判断するのではなくて、それぞれに現在私どもがやっております業務がいろいろあるわけでございます。ですから、その業務を一つずつチェックしていった場合に、アウトソーシングで動かした方がより効率がいいという性

格の職種もあるわけでございまして、そのあたり全体を見直していくと、その程度の正規職員の減員は可能だというふうに判断して、申し上げたわけでございます。

ちなみに申し上げますと、18年で申し上げますと、現在 355名の職員がいるわけでございます。その中には、これはふえているんですけども、なぜかという、これは消防関係でふえております。ですから、やはり現業は、職種によっては増員をしなければならないケースもあります。また、職種によってはアウトソーシングをした方がいいケースもあります。そしてまた極端なことを申し上げますと、事業そのものを民間に任せるというやり方もあります。そのあたりをいろいろと考えていかなければいけないと思います。現在、今申し上げた 350人のうち、現業と言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、保育所、幼稚園、あるいは給食センター、消防というふうに、現場が直接つながっているところの職員が 134名、それから一般職でここで事務をとっております職員が 221というのが現在の職員の布陣でございます。この 221名の職員のやっております執務・事務の中におきましても、マニュアルに従ってそのまま処理をしていけばいい職務と、それなりに判断を要求する職務があります。マニュアルだけで処理していく職務というものを私は単純事務という表現をしておりますけれども、この分野におきましては、かなり外部の方に力をおかりするというのも可能ではないかというふうにも判断しております。

ですから、今の職員のおれたちはどうなるんだろうかというお話は、逆に言うと、極めて私は心外でございます。なぜかという、自分たちがそういう単純事務じゃなしに、いろんなことに判断する能力だけの力をつけてほしいというのが私の思いです。だから、それだけの力をつけてくれれば、その職員は厳然として、ここでどのような人員配置を考えていってもなされるというふうの問題であるというふうに思います。逆に、私は職員が奮起してくれることを期待しております。

議長（藤橋礼治君） 藤四郎君に申し上げますが、持ち時間の 8 分が経過しました。

次に、改革派、8 番 堀孝正君の発言を許します。

8 番 堀孝正君。

8 番（堀 孝正君） 議席番号 8 番 堀でございます。

会派改革を代表して、一般質問を行います。

まず初めに、「改革」の 4 人のメンバーはまさに異色のメンバーでございます。市民が主役のこの瑞穂市でございます。その市民の代弁者として、市民の立場に立って、是々非々でこの瑞穂市の均衡した発展、さらには福祉の向上のために、ともに研さん・努力をして、改革すべきは改革し、市民の負託にこたえるべく、県政・国政の党派を超えて、互いに切磋琢磨して二元代表の役割を果たしてまいりたいと、意をともにいたしております。よろしく願いを申し上げたいと思います。

それでは、質問に移らせていただきます。

下水道は、生活の文化のバロメーターとも言われます。日本は、戦後、飛躍的な経済発展をし、ともに生活レベルも向上し、その結果、多くの雑排水を川に流し、周辺の水路及び河川を汚濁させてしまいました。

そのような中にありまして、この環境を整備する、きれいな水の流れるもとの川に戻すことが行政の大きな課題となってまいりました。全国の大都市、中都市におきましては、1970年代にこの環境整備を取り組んでこられました。岐阜県におきましては平成4年、5年度にかけまして全県域下水道化構想を策定され、未着手の町村が一斉に着手をいたしました。その時点での岐阜県の汚水処理状況は、県下約30%でございました。以来十数年、県内の現時点での整備状況は県平均79.4%まで進捗をいたし、ほとんどの市が最終段階に入っております。

県内21市の中で、県都岐阜市と大垣市に挟まれ、16本の1級河川を持つこの瑞穂市は、断トツ最低の、合併浄化槽を含めまして、37.7%の整備率でございます。今申し上げました21市のうち、人口密度は県下でも今2番目でございます。瑞穂市の下水道事業、市長はこの結果を見まして、瑞穂市の下水道事業がおくれたことも含めた総括として、御所見を述べていただきたいと思っております。

それでは、自席に戻りまして質問をさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 下水の問題についての御質問にお答えさせていただきます。

生活排水をきれいな状態かどうか、適切な処理をしていくということの必要性については、私は論をまたないと思っております。問題は、それをどういう形で処理していくかということで、要するにいろんな手法とかそういうものがありまして、考え方、認識が違ってくるんだと思っております。

その中で、私は今の御指摘の数字のとらえ方の問題ももう一つあると思っておりますので、誤解のないようにひとつ申し上げておきたいと思うんですけれども、要するに今の御指摘の汚水処理人口普及率というものは、下水の対象にしている地域の人口を言っているのでありまして、つないでいるかいらないかという数字はここに入ってないんです。ですから、端的なことを言いますと、全域を処理区域ということで設定すればそれは100ということになるわけですが、その中に住んでいる人が100つないでいるかということになりますと、必ずしも一致しないということがありますし、個別合併処理槽の場合には、これは一個一個ですので、この数字は100でございます。要するに、つないでない人はカウントしませんので。そういうところに数字のあやというものがありますので、端的にこの数字だけでは私は議論はできないということをまず1点申し上げておきます。

その問題はとにかく、これは数字のどっちがどうだとかという議論だけですので、あまり問

題にすることじゃあございませんのでとやかに申し上げようと思いませんが、一番難しい問題は何かといいますと、やはりまず1点は、財政とのバランスを考えた施策の展開をしていくかどうかということでございます。それからもう1点は、この施策で進めていきます過程の中で、要するにその地域の住民が率直に受け入れていただけるかどうかという問題が1点あるわけでございます。一例でというか、あまり下水の具体的な話で申し上げますと失礼に当たるかもしれませんが、話を横へそらすような話になると……。それじゃあ、今申し上げたことで終わります。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 8番 堀孝正君。

8番（堀 孝正君） それでは、市長にお尋ねしたいと思います。

全国の汚水処理状況をどんなふう把握されておるか、また全国のコミプラの実態をどれだけ把握されておるか。この瑞穂市は、コミュニティ・プラントで結局穂積地区の方は整備をされております。このことについて、全国の状況、またコミプラ、全国の。どんなふう把握されておるか、そのことについて御質問を申し上げます。お答えください。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） コミュニティ・プラントの手法というものは、兵庫県が主力で処理されております。ほかの地域においては、主力の手法としては使っておりません。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君。

8番（堀 孝正君） あまり詳しくは御存じないようですので、私が申し上げたいと思います。

今、全国の下水道の処理施設といいますか、こういったのができておりますのは、人口が1億2,700万ございまして、1億282万人のところ整備をされております。そんな中で、どういう事業でやっているかといいますと、下水道を公共事業でやっておりますのが8,802万人で85.6%でございます。また、農業集落排水施設でやっておりますのが3.4%の352万、そして浄化槽が10.6%の1,093万人です。コミュニティ・プラントはどれだけかといいますと、わずか3万5,000人の0.03%でございます。今市長がおっしゃいました兵庫県、何か所あるかと申しますと、兵庫県は104ヵ所ございます。全国47都道府県で385の町村がやっておりますが、この兵庫県、104の施設で8万3,000人と。兵庫県の人口は540万でございます。そんなところでやっておりますのは、どういうところでコミュニティ・プラントをやっているかと。

ここで、まずこのコミュニティ・プラントにいつなったか、このことを市長は御存じでございますか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 旧穂積町がコミュニティ・プラントを採用すると決めたのはいつかとい

うことですか。

〔「なぜその名称が言われるようになったか」と8番議員の声あり〕

市長（松野幸信君） コミュニティというのは、名前のとおりでございます。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 8番 堀孝正君。

8番（堀 孝正君） これは、集合大型合併浄化槽でやっております団地とか集合住宅、そういったところが大型の合併でやっておりました。それが、平成元年にそういうものをコミュニティ・プラントというふうに変わってきたところでございます。

そんな中、この兵庫県、104あります。わずか8万3,000人。すべてそういった団地、山を削って下水道が来ておらない。団地をつくります。そのときに100%、団地でございますから、みんな入っておる。こういう形でつくっておる。都市計画の市街化の中で、このコミュニティ・プラントで全町をやろうとしたようなまちは全国にどこもございません。私は、兵庫県も群馬県も、多いのが静岡、聞きましたら、それは20世紀の集合住宅とかそういう団地の整備の仕方、そんなところがあるんですかと。私は、4県のところ、また兵庫県の夢前町にも、兵庫県に聞いて、それで問い合わせさせていただきました。もう全くこの手法でやっておるところは、全国の町村の市街化の中で、都市計画の市街化の中で、このコミュニティ・プラントでやっておるのではないわけでありませう。

そこで、このコミュニティ・プラントとしたその経過、いわゆる旧穂積町におきましては、平成6年の3月に穂積町公共下水道事業全体計画で計画を幾らかの予算をかけてつくられております。これをそのままこれでやっておったら、もう終わりの段階になるわけですね。ところが、なぜコミュニティ・プラントに変えられたか、そのことについて端的に短くお答えください。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 先ほども申し上げましたように、下水というのは、生活排水の良好な状態での保持、それで結局環境の保全と。だから水質保全ですね、これが大前提ですね。その中で手法というのは、いろんな手法があります。その中で、私どもとしてはコミュニティ・プラントが最もコストが安いという判断をしたわけでございます。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 8番 堀孝正君。

8番（堀 孝正君） ここでちょっと時間をいただきたいと思います。資料を黒板に張らせていただいて説明をしたいと思いますので、議長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（藤橋礼治君） 堀君に申し上げます。まず資料をお見せください。

〔資料の確認〕

議長（藤橋礼治君） それでは許可します。

堀孝正君。

8番（堀 孝正君） 先ほど市長が安く事業費が上がるということでありましたので、そういうことも踏まえまして説明をしたいと思います。

ちょうどこのコミュニティ・プラント別府の処理区と旧巢南町の方の特定環境保全公共下水道、これが幸い事業が終わろうとしておりますので、比較ができますので、その比較で御説明を申し上げたいと思います。

まずこの事業、コミュニティの方におきましては6,300人、こちらの西の特環は5,800人。ところが、面積は御案内のように、コミュニティの方は96.2、びっしり家が詰まっております。ところが、こちらはこんだけ広いところで、この空間は面積に入っておりません。ここも配管がなされております。そんなところから、これを頭に置いていただきたいと思います。

そこで、私が申し上げたいのは、この事業費であります。

総事業費をまず御説明申し上げます。まず工事費としまして約30億7,800万円。これは、いわゆる管を埋めましたこの管渠、コミュニティ・プラントの方におきましては1万8,144メートルであります。これが10億5,700万かかっております。こちらの西は、延長が3万7,830、先ほど図面でお示したように、こっちは広いもんですから、効率が悪いもんですから、約倍の管を入れております。それで、事業費はこちらの約2.5倍、25億1,200万かかっております。そして公有財産、これは処理場の土地でございます。こちらは7,358平米、7億2,300万かかっております。西の方は土地が1万200平米ございまして、これが3億5,300万円。そして補償費でございますが、工事をやるときには、水道管が中に入っております。この水道管をやらずにちゃいけない。コミュニティが7,800万円、西が1億4,500万円でございます。さらに、こちらの場合は5,100万の補償費、こちらは駅西会館のやはり地域のあれということで出ております。そして、まだコミュニティの方は公共柵が宅内に入っておりません。これを7,000万で埋めます。そして西の方、第2次の処理場が今やっております2億5,600万円。これで大体の事業は終わりでございます。

このすべてを足しまして、総事業費が40億9,500万でございます。こちらは、工事でございますから、広いから49億1,400万でございます。それで、この事業に対します補助金、コミュニティ・プラントは、ここで比べていただきたいのは、3分の1の補助金でございます。9億1,200万でございます。こちらは2分の1、公共は2分の1でありますから、21億4,900万円です。補助率にしますと、22.2%、こちらは50%だったのが、いろんな補助対象外がありますから43.7%になります。

それで、ここでお話を申し上げたいのは、実質市の持ち出しは幾らかかっているかということとあります。これは、市の持ち出しは31億8,300万円。こちらは、工事費はかかっておりま

すけれども、市の持ち出しは27億 6,500万円でございます。これは4億 1,700万、これだけ補助率がいい。そういったことで安く上がっており、この実態を御認識いただきたいと思うわけでありまして。

それで、コミュニティ・プラントを公共下水道に置きかえて、こういった図面に置きかえて計算をしましたら、2分の1の公共下水道にこれをチェンジしたとしますと、こちらの43.7%の補助金、17億 8,900万円としますと、市の持ち出しはこの事業でやりますと8億 7,000万円のお金が浮くわけでありまして。そしてもう一つ、西の特環をコミュニティでやった場合、市の持ち出しがこれより10億円高つくことになる、はっきり言って。

なぜ公共下水道でやらなくてはいけないか。先ほど言いましたように、コミュニティ・プラントは、はっきり言って3分の1ですし、団地とかそういうやつで、都市計画の市街化の中でこんなことをやっているのは全国でここだけなんです。私はすべてを調べたわけですが、これを決定したときに。これは議会が議決しておるわけですが。こういう大きな事業をやるとき、議会がしっかりと二元代表の立場で勉強し、調査・研究したなら、こんなことになりません。だから、このコミュニティでやった場合、なぜコミュニティはだめかといいますと、強制力はございません。補助金も3分の1。これが小さな400人から500人、先ほど言いました47都道府県のありますところは全部800人から900人のをやっておるだけなんです。そんな何万人というところがそんな事業でやっておることはないわけでありまして。そこら辺のところをしっかりと、議会がしっかりしなくてはいけないのであります。それを私は言いたいわけでございます。

それでは、自席に戻って質問させていただきます。

市長に質問させていただきます。

先ほど再出馬はどうか、いろんな質問がされ、内容が本当に、岐阜県で公債比率があれでいいと。こんなもん事業をやらずして、16本の河川、市長はいつも親水公園とかいろんな話をされます。まさに言われることとやっておられることが整合性がとれておらない。第1次の総合計画を見ましても、新市計画を見ましても、まさにそのことは逃げて責任を本当に放棄されております。この責任はだれにあるかといったら市長ですよ、はっきり申し上げまして。こういう方式をとられた。このあれで本当におくれたのが申しわけない、私はそこまで言っていたかんと、これは市民が見ましたら、先ほど言いました、安くできると。何にも安くできてませんよ。先ほど申し上げました駅西会館、この事業に入っておりますけど、あれでも2億 5,000万ですよ。ここの人口が、世帯が1,600何世帯でございます。仮に300人ずつの自治会でしたら五つ、2億 5,000万、本当の話が4,000万かそこらの公民館をそれぞれのところにつくってあげたら、まさにコミュニティーの、もっとコミュニティーの身近な運用ができるんですよ。こういう事業、本当にやはり大事業をやろうとしたときに、もっともっと全国のいろんな調査をされておったら、こんなふうになっておらんです。この責任は重大です。市長、そのこと

についてお答えいただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今のお話、大分私はとらえ方が違うと思っています。

まず1点、はっきり申し上げます。私どもも、コミュニティ・プラントが3分の1、公共が2分の1の補助金、知っています。初めからその形で計算をしています。だから、私は一言申し上げます。私どもは、建設費がどれだけかかるかということで計算はしておりません。後の維持費用まで計算をしております。公共下水道は、汚泥の排出が産業廃棄物になります。コミュニティ・プラントは一廃になります。一廃と産廃の汚泥の処理費用がトン当たり数万円の差があります。この差が今の補助金の金額の差を数年で埋め切ってしまうと。そうすると、その後はずっと永久にその差額だけがメリットとして残るという判断で、コミュニティ・プラントの採用を決定したわけでございます。決して私は一方的なことはやっていませんし、それなりに十分に検討して一つの答えを出しております。

それで、今の現状だけの決算から、要するに状況から申し上げれば、現在ではそれぞれの施設の稼働率が違います。というか、十分な形で全部入ってきておりませんので、この汚泥の処理費用の差額のメリットというものが十分に反映されていないということだけははっきりと言えるかと思えます。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君。

8番（堀 孝正君） 今、とらえ方がということでございます。公共は産廃であります。コミュニティは一廃であります。皆さん、すぐお隣の北方町を見てください。公共下水道でやって、もう2,000日汚泥ゼロです。このくらい日進月歩で技術が進んでおります。だから、公共でやっても、そういったところもあるんです。先ほど言いました、公共でやったなら8億7,000万。単純ですよ、これはもっと安くなるんですよ。そうしましたら、当初、八つのあれをやると。こんなもん八つなら、8億7,000万円、八八、六十四、70億ぐらいの金がこれでやっておたらむだ遣いになるんですよ、はっきり言って。そういうことを全く比較されておりません。これは、この市の中でもこういったことがわかる人には如実なんです。全国にどこもない。このことをよくあれしていただきたいと。

市長は自分で絶対に私のあれは間違っておった、こんなことは何しても言われません。けど、実態は大きな失敗です。先ほどの結局財政の公債負担比率、事業をやっていないから、借金してないからいいだけで、これをやっておたら中間ぐらいなんです。何にもこんなもんいいことあらへんですよ。これでいいんや、いいんや、全国でもあれ、我が岐阜県では養老町に次いでと。何を言っておるんですか。この事業をやらずして、環境整備、周りのはっきり言って悪臭、そして側溝、水路にはヘドロ、皆さんそれぞれの自治会で掃除されるでしょう。あれがやった

らなくなるんですよ、はっきり言って。下水やらずして都市とは言いませんよ。それに理屈をつけて、考えの方の違いと。こんなことは本当の話が、素人をだますことだと思ふんや。しっかりと議会がこういうことをもっともっと本当に調査・研究をしておったなら、こんなふうにならなかった。やはり議会も半分責任がある。だから、いろんなことにおいて二元代表である我々議会がしっかりとせないかんよ。

私は、きょうはこの下水道を上げておりますが、やはり給食センター、別府のあれ、こういった消防のあれ、こういったことでももっともっと練って、ましてや執行部で練りからかいて、そしてそれを議会に示して、また議会は調査・研究して、そして最もいい形でやはり市民の負託にこたえていかなだめだと思ふ。ですから、私はこの公共下水道、はっきり申し上げて、この数字を見て、どこのあれに聞きましても、整備がされずして財政がいいとか、金使わんといとか、先ほど財政の問題で財政力指数が0.91、これ、もうちょっと何にもやらんと金を積んでおったら、はっきり申し上げて 1.0になりましたら地方交付税は入らんようになっちゃうんですよ。本当に豊田市のような市で、豊かで幾ら金を使っても余るから財政力が1ならいいんですよ。事業やらずして金だけ積んだって、財政力指数がいい、事業はやらん、こんなんでは話にならん。そこら辺の感覚が、素人はそれでも通るかわかりません。我々議会人、やはり私も3期12年、巢南町の町長をやっておりました。こんなことははっきり言って、私もやっておった人間ですから、話に私はならんと思ひます。

このことについては、私どもの会派改革の方でしっかり勉強してきて、またあすも取り上げ、しっかりと市民にこのあれを訴えてまいりたいと思っております。

あと4分ございますが、私が今持っております資料、全国のそういった資料、これを皆さんにここで配付したいと思ひます。ひとつその資料を見て御判断をいただきたい。もちろん傍聴者にもこれは出してもいい。間違っておらん数字でございますので、ひとつ配付をいただきますようお願いをしたいと思います。議長、よろしく願ひいたします。

議長（藤橋礼治君） 堀君に申し上げます。それを告知台へ提出しておいてください。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 8番 堀孝正君。

8番（堀 孝正君） 資料はそれでどのように。

議長（藤橋礼治君） この件につきまして、堀君に申し上げます。配付は、議会が終了後、配付を個人的にしてください。以上です。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君。

8番（堀 孝正君） 時間がございませんのであれですが、このことにつきましてはあすの一般質問で私どもの会派の方からまた続けてしたいと思ひますが、実は私が申し上げておきたい

というのは、今の職員ですね、下水道課の職員、はっきり言って計画も何にも立っておりません。何の見直しもやっておりません。指令がない、やりようがないと。要するに、コミュニティの加入率が少ない、それで何ともならないということで職員が料金徴収をやる。技術のある職員がおるんです。それがそんな仕事をやっている。はっきり言って、実際自分たちの仕事はできないのがこの瑞穂市の実態なんです。本当にこれを市民の皆さんにも私はここで公にしたいと思っております。本当に真剣にやっぱり市民と一緒に、市民と一緒に私はやりたい。このことを一遍話しかけてまいりたいと思っておりますので、時間が2分でございます。そういったことも踏まえて、また後で他の会派の人にやっていただくということで、とりあえずこの場は私の代表質問を終わらせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合により暫時休憩します。

午後は1時より再開をいたします。

傍聴者の方、午後からは一般質問でございます。多数傍聴を願います。どうも午前中、ありがとうございました。

休憩 午前11時48分

再開 午後0時59分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

個人質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

3番 若園五郎君の発言を許します。

若園五郎君。

3番（若園五郎君） 3番、翔の会、若園五郎です。

通告どおりに4点質問させていただきます。

来年5月末に任期満了となる市長選挙の再出馬についての質問がございますが、先ほど新政会の方で再出馬の表明はしないということでございますので、具体的にまた個々にそれに絡めて、平成19年5月31日までの任期の間の市長の考え方等について、自席から質問させていただきます。お願いします。

質問1番、市長は平成19年5月31日に任期満了となりますが、きょうの段階では出馬表明はしないということでございますので、その任期中における平成19年度予算も今の市長で予算計上されることでございますので、具体的にお聞きしますが、今の心境についてお伺いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 若園議員の質問にお答えさせていただきます。

19年度の予算の編成は私の任期中ということになりますので、どう考えておるかという御指摘かと思いますが、現在進めております一連の事業、瑞穂市の持っております課題、これについては支障のないようにきちんと事務が進んでいくようにしなければならないと思っております。

す。特にまた事務の合理化といいますか、経常経費の節減という問題については、現段階において検討できるだけのことは織り込んでいきたいと、このように思っています。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 19年度以降の予算についての要するにビジョンでございますが、旧穂積地区の将来のビジョン、あるいは旧巢南地区のビジョンですね、こんなまちにしていきたいというような市長の考え方をお尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 瑞穂市をどんなふうにしていきたいかというビジョンの問題ですけれども、私はやはり我々が生活していく中で一番大切なのは、地域のコミュニティーだと思います。その点では、ハード・ソフト、いろんな問題について進めていくいろんな手法があると思いますけれども、そのあたりを十分に考えながら、とにかく地域コミュニティーの力をつけるということを最重点に考えていきたいと、このように思います。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 瑞穂市の第1次総合計画が平成18年度からスタートしまして、その計画によりますと、平成27年度の事業計画でございます。その総合計画の「市民参加・協働のまちづくり」というタイトルで、細かくは、市民と行政が一体となったまちづくりを目指すということでございます。そういう全体の計画の中で、今の市長の19年度予算と今後の進め方についての今の考え方をお伺いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 非常に難しい問題なんですけれども、私はその中でも特に考えていかなければならないというのは、今、各地域の皆さんがそれぞれの自治会で地域づくりというかコミュニティー、あるいはいろんな趣味を持っている方々の一つのつながりの中でのコミュニティー、そういうものの構築を非常に御尽力いただいておりますけれども、これがさらに大きな力になるようには、どういうふうにするか行政としてはバックアップしていくとか、指導していくとか、そのあたりは考えていかなきゃならん課題かなと、こんなふうに思います。また、まち全体として見た場合には、やはり今進めております保育所の整備とか、体制を整えることによって、子供たちがすくすくと育ってくれるような環境をどうつくっていくかという問題、それともう一つは、先ほどもちょっと申し上げました、要するに教育の力をどういうふうにつけさせていくかというような問題が具体的なものとしては出てくるんじゃないかと、こんなふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） いつも市長は言われますように、20年先、あるいは30年先の行政基盤が安定できるような方向ということをついつも一般質問の回答の中で言われております。そうした中で、財政計画と財政運営のことでございますけれども、18年度以降の今の市長の考え方をお聞きしたいわけでございますけれども、18年度におきましては、給食センター、あるいは常備消防、あるいは都市計画再整備事業という大きなお金のかかる事業もございます。また、合併債につきましても108億という枠の中で35億が執行される予定でございます。その残りの73億の執行計画。あるいは、前回の総括の質問の中にもございましたけれども、財政調整基金の残高は94億1,700万、あるいは平成18年度の一般会計は134億、あるいは特別会計は72億4,000万、あるいは企業会計は6億9,000万ということで、今瑞穂市は一般会計・特別会計等含めて214億1,000万ぐらいの大きな予算を持って財政運営をしているんですけれども、非常に三位一体の中で今後取り進めていく中の市長の考え方についてお伺いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今の御指摘のように、まちづくりというか、より魅力のある瑞穂市にしていくためには、やらなければならないことはいっぱいあると思うんですけれども、やはり全く財政を無視した形でというか、財政を視点に置かないで事業の展開というのは先へ行って非常に苦しむことになりますので、私はやっぱり将来のまちづくりをやっていく中で、やはり財政、極端なことを言いますと、その器に合った施策の展開ということが一番重要ではないだろうか、こんなふうに思います。財政の健全性につきましてはいろいろと議論はありますでしょうけれども、私は逆に申し上げますと、健全過ぎてという問題は逆はないんだろうと、そんなふうに思います。そういう意味で、その辺の堅実性だけは維持してやっていくということが必要だと思いますので、今の御指摘よりも、私は要するに市の持っている基準財政需要額の範囲内でどういうふうにやっていくかというベースで考えていきたいと、このように思っております。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） あと3点、ちょっと細かい内容について、今の市長の考え方についてお伺いしたいと思います。

現在の瑞穂市の土地利用計画の見直しの中で、巢南地区の十七条、十八条地区の住宅地域、工業地区の見直し、あるいは穂積只越地区の市街化調整区域の市街化編入、あるいは巢南、穂積等の土地利用計画ですけれども、その辺はどのように考えてみえるか、お尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） これはまちづくりの問題でありまして、都計でどう考えるかということ

で、大きな形で絵をかいていかなければいけないと思います。そういう意味で、都計をどういうふうにかえるか、その辺はじっくりとまた、現在は私ども岐阜都計の中におるわけですが、そのあたりとの関係とかそういうものを見ながら、まず瑞穂市としての絵がかけるような都計の組み方というものもあわせて検討していかないといけないのかなと思います。ですから、そういう意味で見ますと、今の御質問の問題につきましては、そこに一つの縛りがございますので、こんなふうにしたいということの具体的な絵はちょっと今の段階ではかきにくいと、このように思っています。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 広域の粗大ごみ処理の中間処理施設の考え方について最後に確認したいんですが、18年度の一般廃棄物等の収集は1億 2,000万、あるいは粗大ごみ、不燃物等の支出は2億 2,000万ということで、西濃環境につきましても2億 8,000万の負担金を払って、実際には6億という大きな金ですけども、その広域粗大ごみ中間処理施設の考え方についてお伺いしておきます。以上です。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今の御指摘のように、ごみの処理には膨大な費用を使っております。その中でも一番私は頭が痛いなと思っていますのは、粗大関係で2億ぐらいのお金を使っているわけですね。これは非常に大変なことをごさいますて、そのあたりをどうしていくかということは一つの課題であります。現在私どもが考えておりますのは、粗大の中で一定の事前処理をすることによって最終的な処理は西濃環境でお願いするというような体制が構築できないかと。その場合にどういう形をとったらいいのかということが一番大きな一つの要素になるのではないだろうか、こんなふうに思います。それと同時に、やはりごみの処理というのは発生場所の問題があるわけをごさいますので、市民の皆さんにごみの対策の問題につきまして、いろんな形で協力をしていただくというか、意識を持っていただくようにという啓蒙活動というか、PR活動というものも非常に大切なことではないだろうか、こんなふうに思っています。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 1 番の質問の中で、任期中における市長の全体的なビジョン、19年度予算の考え方と財政運営について答弁いただきました。ありがとうございました。

それでは質問の2番でございますが、国民健康保険税率の見直しについて。

現在、国民健康保険税の税率については、所得割、基準総所得割の6%、資産割、固定資産税の35%、均等割、被保険者1人につき3万 3,000円、平等割、1世帯につき3万 3,000円の体系となっています。旧穂積町と旧巣南町の市街化区域農地については宅地並み課税評価とな

っており、固定資産税に占める割合が高くなっているため、国民健康保険税の資産割が高くなっていますが、このようなことから資産割等の今後の考え方について、率を変えていくのかどうか、お尋ねします。以上です。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 保険税の賦課算定方式につきましては、医療分につきましては所得割、資産割、平等割、均等割の4方式、介護分におきましては所得割、均等割の2方式を現在採用しているところでございます。賦課税率につきましては、先ほど議員が指摘されたとおりでございます。東京、また大阪等の大都会の区・市におきましては、所得割、均等割の2方式が多いということを聞いております。県下におきましては、輪之内町が2方式を採用いたしております。可児市、それから本巣市が資産割を除く3方式を採用しており、他の市町村は4方式を採用している現状でございます。

当市におきまして、今すぐ資産割をなくすということは無理かと思えますけれども、税率等、割合分について考える時期が来ているかと思っております。時期につきましては、平成20年度より、市長が申し上げましたけれども、後期高齢者医療保険制度が導入される予定でございまして、大幅に税の見直しが必要となってまいります。算定方式、賦課率等を勘案しつつ、見直しをこれによって図ってまいりたいと現在考えております。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 私が質問した後に市民部長と市長にお伺いしたいんですが、瑞穂市の人口、あるいは市民税、固定資産税の税収の状況、あるいは国民健康保険税の改正の考え方について、また後に市民部長と市長にお伺いします。また、基金条例の制定についても後に確認させていただきます。またまとめの中で、今後の国民健康保険税の医療給付の改定の見直しについて、4方式、3方式、2方式とありますが、再度確認していきたいと思います。また、受給者が現在1万5,700人に対して、世帯で7,573世帯の方が保険証を持っています。その中で、今の基金の額、あるいは不用額について個々に説明して、市民部長と市長に最終的に確認させていただきます。

それでは、私の今回の質問の国民健康保険税の率の見直しについて、私の調べた段階の説明をさせていただきます。

健康保険法の一部改正によりまして、平成18年10月より現役並みの所得割を有する高齢者の患者負担の見直しということで国の方で進められております2割から3割、あるいは平成19年4月より出産手当の支給率の30万から35万、あるいはきょうの市長の答弁にもございましたが、平成20年4月から70歳から74歳の高齢者患者負担の見直しということで1割から2割、あるいは乳幼児の患者負担軽減、2割の措置の拡大、3歳未満から義務教育の就学前まで、あるいは

後期高齢者（75歳以上）を対象とした後期高齢者医療制度の創設ということで20年4月から開始します。それに伴って今回の国保の適齢の年の割合の中で、前期高齢者ということで65歳から74歳の医療費に係る財政調整制度ができるということで、また24年4月には介護療育型の医療施設の廃止ということで、大きく国の方で健康保険法の改正が取り進められております。

その中で、先ほど市民部長より答弁のございました、国民健康保険税の見直しにつきまして、後期高齢者の医療制度、20年4月、県下統一によります、75歳以上の老人の方は県の一本化なり、その時点において瑞穂市の国民健康保険税の見直しも考えていくという答弁がございました。賦課方式につきましては4方式、3方式、2方式とある中で、今言っている応能割は負担能力に応じた負担、具体的には所得割と資産割、もう一つ、応益割には応益に応じた負担ということで、世帯割と1世帯3万3,000円というような負担でございます。

そうした中で、具体的に18年度の瑞穂市の市税は58億という収入がございまして、国民健康保険税の課税となる固定資産の収入は30億3,000万ということで、具体的に瑞穂市の市民税におきましても年間23億1,000万、あるいは24億2,000万ということで、年度別に見ても市民税におきましては4,000万から7,000万年間入ってくるということで、先ほど市民部長が言われましたように、2課税、あるいは3方式におきましても可児市とかほかの市町もやっている中で、急激な人口増ですね、可児市、あるいは瑞穂市、あるいは各務原市ということで、今回大きく国民健康保険の見直しが重要視されているところでございます。

そうした中で、瑞穂市の人口ですけれども、平成14年度から18年度を見た場合、年間480人とか980人とか、500人、600人ということで、非常に急増する中で、今後、国保税の見直しを重要視していく必要があるというふうに考えます。また、固定資産税の決算を見た場合、平成14年から18年度ですけれども、大体30億の税収ということで、家が建っても減価償却ということで、全体的な収入は30億ということでございます。

そうした中で、今の保険税とか医療費の差し引いた額が具体的に国民健康保険の改正の率にかかわってくるわけでございますけれども、先ほど言いましたように、年々若い世代がふえている瑞穂市において、先ほど言いました900人から500人との年間の増でございます。そしてまた市民税においてもそういうような年々5,000万とか7,000万の増、あるいは固定資産においては平均30億ということでございます。具体的に今いろいろ、人口とか、市民税とか、固定資産税の収入の中で国民健康保険税の改正の考え方ですけれども、できれば20年4月に見直しじゃなくて、本当に来年からでもお願いしたいところでございます。そういうような状況の中で、再度もう一回確認したいんですけれども、市民部長、もうちょっと前倒しに考える余地はないか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 私ども考えておりますのは、税率をころころと変えるとい

うことはいかがと思っております。やはり一たん決めたらそれを持続させる、平均して持っていくのが安定した運営じゃないかなと考えております。ですから、やはり大きく20年を境に変わりますので、その機会に考えていきたいということを考えております。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 同じですけれども、市長はどうですかね。お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 目の前に20年という大きくこの制度が変わると一つの大きな問題を持っておりますので、私どもとしてはそのタイミングでというふうに考えております。ずばり言いますと、それがなければ逆にもう少し前倒して検討してもいいんじゃないかということと言えるんですけれども、そこでもう一遍見直さなければならぬということになっちゃいますので、そうすると今部長が言いましたように、また変わったかというような話になりますので、やはり先をしっかりと見据えた形でやりたいという思いでおります。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） それじゃあ次の内容ですけれども、一般会計から国民健康保険事業の繰入金と国民健康保険事業の特別会計のお金の動きを調べてみたんですけれども、平成16年4月に国民健康保険基金から国保会計の方へ9億5,600万ですか、要するに入れておるということで、実際に平成17年3月には国民健康保険基金から国保会計へ4億1,000万入れておるということで、実質その16年度中の基金の出し入れの差額を見た場合、3億ぐらいの基金のお金の出し入れがあるということでございます。また、17年度中でございますが、17年4月25日でございますが、国民健康保険基金から国民健康保険の特別会計へ5,500万入れています。また17年度中でございますが、平成18年3月31日に基金から国民健康保険会計へ2億1,000万入れておるということで、この17年度中の基金のお金の出し入れは1億5,000万円でございます。

その中で、今の国保会計の基金でございますが、年度別にちょっと調べてみたら、15年度は2億8,671万6,317円、16年度中は6億916万円、17年度中は7億6,422万6,609円ということで、今回の9月補正が通ればお金をどんだけ持っているかといいますと、9億65万3,000円ということでございます。そういう中で、先ほど言いました基金から特別会計へ動いておる金額が、年度別に調べてみますと大体3億から、年度によっては1億5,000万ということで、非常に多くの額をここの基金に持つておるといことがございます。

そうした中で、実際に国民健康保険事業の特別会計の年度別の予算でございますが、15年度は32億7,800万、16年度は36億2,800万、17年度は37億、あるいは18年度は予算ですが34億ということで、年度別に見てみますと大体32億から37億の数字でございますが、それに対して

不用額でございますけれども、不用額を年度別に調べさせてもらいましたら、15年度は4億7,200万、16年度は2億7,000万、17年度は1億9,000万ということで、今の国保会計のお金は、あくまでも徴収して要するに国から入ってくる金、医療費の療養分担金ですか、その分、介護のを引いた分を除いたのを国保会計でやるわけでございますけれども、予算を例えば17年度の場合、37億200万円の予算を組んでおきながら不用額は1億9,000万、不用額の年度別の額は非常にバランスがあるんですけれども、私の言いたいのは、余りにも全体の国保会計の中で基金の持っている額が多いということを言いたいわけです。

先ほど言いましたように、その中に、市民部長が言われましたように、そうばたばたと税率を変えることはできないということです。そのとおりでございます。そのところで、国保税率の改定状況をちょっと調べさせてもらいましたら、平成7年度から平成17年度の17年間、平成7年におきましては所得割率が5.2%、資産割については47%、10年前の話ですね。均等割は2万4,000円、平等割は3万ということで、17年度、これは合併する前、14年度から18年度は今の税率と一緒にです。所得割が6%、資産割が35%、均等割が3万3,000円、平等割が3万3,000円ということで、本来、国保税の賦課総額は、一般被保険者の療養給付費のうち、保険者が負担すべき部分の100分の65と、老人保健拠出金及び介護納付金、その費用から国を除いた部分で国民健康保険の運用をするわけでございます。できれば20年4月と言わずに、先ほど言われましたように国の改定に伴って20年4月からですけれども、非常に今の瑞穂市の国保会計につきましては、同じ税率で5年前からずっと来ている。かかっているその負担も非常に、出る額はあまり変わらなくても、預貯金は多くて不用額が大きいということですので、そこら辺も踏まえて、今後、国保会計の見直しをぜひともお願いしたいと思います。

最後のまとめとなりますけれども、現在の4方式を採用していくと、高齢者世帯、今現在、人口は4万9,000弱です。人口はそうですが、実際には共済保険とかいろいろ社会保険がありますが、国保会計に入ってみえる方は大体1万5,000人でございます。その証書を幾つ皆さんが持っているかといったら、7,573世帯の方がそのカードを持っています。その内訳を見ますと、単純に1万5,000から7,573を割りますと、そのカードの中に大体1世帯2人という、逆に言えば夫婦というか、新婚さんが多いという要するに瑞穂市の状況でございます。それは17年度の国調においても県下の2位ということで、非常に都市化の進んでいる瑞穂市の中で、やはり4方式から3方式、あるいは2方式に、20年4月と言われましたので、そこら辺も事務畑ですので詳しいですので、私の調べた範囲内のことでございますけれども、十分精査されまして御検討をお願いしたいと思います。

具体的に、固定資産税を納付されている世帯では、高齢者の年金暮らしの方、あるいは収入がないのに、国民健康保険事業の4択方式を採用されているということで、今後も高齢化社会に向けての高齢者の負担が多くなるんじゃないかと私は考えております。

また、瑞穂市の年度別の人口を見てみますと、先ほどから申していますように、年度ごとに調べてみますと、例えば年度ごと、15年度だったら16年度との差ですね、年間は 970人、あるいは 470人、あるいは 700人ということで、年度ごとに年々増加しております。そうした中で、逆に分析すれば、アパート暮らしの方が多い、あるいは若い世代の方が多くなっているというのが今の瑞穂市の実態じゃないかと私は分析させていただきました。

そうした中で、国の健康保険法の改正によりまして、所得のある人から取ろうということで、高齢者の患者負担の見直しが今の国会の改正案で通っております。そうした中で、15年度から18年度の国保会計は大体35億、くどいようですがけれども、基金においても9億円ということで、17年度の不用額は一応 9,000万ということで、非常にある程度こういうような状況の中で見直しが必要ではないかということをお私に考えております。

その中で、国民健康保険の基金条例の設置について、市長にお伺いしたいんですが、国民健康保険特別会計の事業勘定においては、毎年、決算余剰金を積んだ、あるいは一部を積み立てる方式、あるいは基金の積み立てる金額の当該年度内に請求を受けた保険給付に関する費用の総額及び当該年度内に納付した老人保健の拠出金を除いた分、あるいは12分の3ということで、そういう今国保会計をやっていますけれども、今言っている瑞穂市の基金条例を調べたところ、最高限度額がない。特に今回の国民健康保険税につきましては上限をとめておかないと、皆さんに保険税を取って、要するに医療分として支出して、そして余ったなら不用額、余ったら基金じゃなくて、上限を押さえていけば、要するにその分、均等割、世帯割を落とすことができるような考え方が私はできるんですけれども、その辺の考え方について、最終的に基金の設置条例を設けるかどうかの確認をしたいと思っております。

そして今言いました、受給者の世帯は 7,573世帯、受給者数は1万 5,700人ということでございます。単純に割っても、大体2世帯が多いということに分析できます。単純にこの 7,573世帯を 1,000円もし下げた場合は 757万、2,000円下げた場合は 1,500万、世帯割ですね。あるいは 3,000円下げた場合は 2,300万ということで、非常に全体的な予算と、そして基金と不用額、今言っている全体の見直しについての市長の考え方、いろいろと細かく説明したんですけれども、今後、基金条例についてのことと、そして4方式、3方式、2方式があるんですけれども、全体的な市長の考え方をお伺いします。以上。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） まず基金条例をどう考えるかというお話ですけれども、これは上限枠の金額を絶対値で決めてしまうということは非常に難しいと思うんです。というのは、それをやりますと、その枠をオーバーするかしらないかということで、保険税を結局絶えずなぶることが起きる危険性がありますので、やはり私はこれは運用の中の一つのめど、目安として考えていけばいいんじゃないだろうと、こんなふうに思います。

それで、先ほどからも部長なんかも申し上げておりますように、確かに今国保の持っております基金の金額は、正常な状態で判断しての必要額から比べると多いと思います。ですから、そういう点も踏まえながら20年度の見直しというのを考えていきたいということをおっしゃるわけでございまして、基本的に基金の一つの枠としては医療費の2ヵ月から3ヵ月、と言うと何か非常に荒っぽい物の言い方になりますけれども、その程度あたりの幅のところ基金を持っておればいいんじゃないだろうかと思います。

なぜかといいますと、この基金の運用というものは、基本的にはやはり、例えばインフルエンザが非常にはやっつて、ぱっと医療費が大量に要するというような年が出てきたりなんかするときに、一つの安全、それが一つのねらい。それからもう1点は、年度当初は、要するに保険税をいただくのが7月からしか入ってきませんので、その間も医療費の支払いはありますので、その辺の資金運用上、手元資金というものも若干欲しいという一つの思いもありますので、そういうようなところで基金の活用というものがあるということで基金を見ていけばいいんじゃないかと、こんなふうにまず1点は思っております。

それから保険税の見直しの問題の御指摘ですけれども、確かに、現役でお働きになっている方は別にしまして、そうじゃない方々の場合に、所得の少ない中で資産割を払うというのは非常に厳しい状況が出てくると思いますし、それからもう一つは、やはり保険税の持っておる性格から見て、この資産割のウエートを、ゼロとは言わないにしても、こんだけ大きくしていくのが果たして性格的にどうなのかという問題ももう一つあります。その点から、私は全体で御負担をいただく保険税の中での固定資産税割のウエートというものは見直していくと。見直しといっても、軽い方へ軽減をしていくという、どの程度できるかということとはまた別にいたしまして、これは要するに基本的な一つの方向としてとらえていかなければいけないと、こんなふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） ありがとうございます。

最後になりますけど、担当課であります市民部長に確認したいんですが、国保連合協議会という組織があると思うんですが、今言っている年間36億という国保会計の予算、今年度は34億7,000万の予算の中で、基金の額とか、あるいは不用額の額についての協議というか、問題点は出ていなかったか、再度確認しておきたいと思っております。お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） そういうような問題は私ども今までに聞いておりませんが、基金をやっぱり3ヵ月ぐらい市長が欲しいと申しましたのは、賦課が7月ですと、4、5、6月分がどうしても運営がえらいということでもありますので、大体3ヵ月ぐらいが必要じゃない

かなということは考えております。

それから、さっき議員が指摘されました基金の取り崩しといいますか、それにつきましてでございますけれども、基金につきましては平成17年度も 5,500万のみの取り崩しでございます、あとの大きい数字につきましては支払基金から来る金額でございます、調整基金の方から来るものではございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 国保税の税率の見直しにつきましては、固定資産税の税率を軽減していきたいという市長の答弁がございました。各市町におきましても、基金条例を予算の2ヵ月から3ヵ月設けておるところが多いということを申し添えまして、質問の2番目を終了させていただきます。

それでは、質問の3番に入らせていただきます。

3番でございますが、瑞穂市国民保護計画について。

我が国に対する外部からの武力攻撃、あるいは国民の生命・身体及び財産等を保護することなどを目的とした、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が平成16年6月14日に成立し、具体的には今18年度中に瑞穂市におきましても国民保護計画を策定中ということでございます。その中で、平成18年度中の保護計画策定のスケジュールを見てみますと、9月下旬におきましては計画案の最終、あるいは資料編確認・修正という段階へ来ております。来月に入れば10月下旬には知事協議とございますので、具体的に今の進捗状況について総務部長にお伺いします。以上です。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの3点目の質問にお答えをいたします。

御質問の中にもございましたように、平成16年に武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、通称「国民保護法」と言っておりますが、これが制定されまして、同年施行されております。地方自治体でもこの国民保護計画を作成するよにということで、瑞穂市におきましても平成18年度において策定すべく現在進めておる状況でございます。

その経緯でございますけれども、時系列に沿って説明を申し上げます。

ことしの5月22日でございますけれども、第1回の国民保護協議会を開催いたしております。この日は、協議会委員さんの任命と、そして基本ベースになるモデル計画について、そして幹事会の組織化について御協議をいただきました。そして6月6日でございますが、第1回幹事会を開催いたしまして、本編、そして資料編の素案について協議をいたしております。そして6月12日に、国民保護計画の案を県の方へ提出いたしております。7月11日に、県の修正案、修正意見をもとに、改めて市の方で本編並びに資料編の修正を行いまして、そして改めて再度

県の方へ提出をいたしております。そして7月14日、第2回の国民保護協議会を開催いたしまして、計画案の内容について改めて御協議をいただきました。そして8月29日でございますけれども、自治会長連合会におきまして研修会を開催していただきまして、その席におきまして、県の危機管理課長を講師にお招きいたしまして、この国民保護計画に関する内容の説明をしていただいております。

そして、市の広報9月号へ国民保護計画のダイジェスト版ということでパンフレットを折り込みいたしまして、パブリックコメントの一手法として、市民の皆さんにお知らせし、そして御意見をいただくということで、自治会加入世帯全戸へ配布をさせていただきました。また、同じ内容のものでございますけれども、市のホームページにも掲載をいたしまして、広く市民の皆さんから御意見をいただくよう求めております。

今後の予定につきましては、第3回の協議会を開催いたしまして、その後、正式に県知事協議を10月に行う計画をいたしております。12月の議会には御報告ができるものと思っております。

以上で進捗状況の報告とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） あと私の持ち時間は14分でございますので、この質疑におきましては9分間で終了したいと思いますので、これから質問をします。それについて回答をお願いします。

今総務部長からございました、事前協議で協議会等、あるいは県の事前協議、最終的には12月上旬に議会報告ということでございますので、今回の私の一般質問については、計画案ということで順次回答をお願いします。

一つ、国民保護措置に関する方針の中身はどんなものがあるか。具体的には、武力攻撃事態、あるいは緊急処理事態、本市においての特に留意する点はどんなことか、簡潔でよろしいので、まず一つお願いします。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） 市の特徴といたしますか、市の特殊事情といたしますか、そういったことの御質問のようでございますけれども、瑞穂市には1級河川が16本流れておりますし、同時に大きな長大橋、そして橋がございます。そのほか国道21号線とか、JRの東海道本線とか、そして近隣の各務原市には航空自衛隊の岐阜基地があるというようなことが市における特殊事情であるというふうに考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） あと6問ぐらい質問したいんですが、二つ目としまして、武力攻撃に対

する事態は、着上陸攻撃が来るのと、あるいはゲリラみたな特殊部隊が来るとか、あるいは弾道ミサイルということとか、あるいは航空攻撃というような、大きく四つの武力攻撃があるかと思いますが、今言っている国民保護計画、瑞穂市の計画の中でどのような策定がされているか、具体的に簡潔に回答をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） この計画の中身はどのようにということですが、国民保護計画そのものが、非常事態の有事の際にどう取り扱っていくか、そしてまた、そういったことを想定してどういった備えをしていくかというような内容になっております。簡潔にということですので、例えば自衛隊の要請をすとか、そして医療活動の関係で要請をすとか、避難住民の誘導の関係だとか、安否情報だとか、そして生活関連の情報の情報収集の関係だとか、この計画そのものがそういった、どの部分がというのは、ちょっとページ数も88ページで大量になっておりますので、ちょっと一例だけ申し上げました。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 具体的には保護計画の案については多分その所管なりで計画を持っていると思いますが、国なり県の、その四つの大きな想定があった場合、それなりのマニュアルなり指導があるかと思いますが、時間もございませんので、ありがとうございます。

それじゃあ、具体的に平素から、先ほど9月の広報にわかりやすいパンフレットが入っていたんですけども、具体的に平素から予備的というか、そういう組織体制についての計画は具体的にどのように定められているか。例えば関係機関との連携整備、あるいは通信整備等ございますが、今の計画の中のを簡潔に、総務部長、答弁を求めます。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） 平素からの備えということですが、そういった有事の際に迅速に避難住民を誘導することができるような、例えば平素から住宅地図を用意していくとか、道路網のリストとか、避難施設のリストとか、そういったものをきちんと今から準備しておく。そしてまた、市内だけじゃなしに、ほかの隣町、隣のまちとか隣の市に応援を要請するときの応援態勢とか、そういったものも今から備えとして細かく準備をしていく必要があるというふうに考えております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 具体的には、国民保護計画の中には自治会とか市民に周知するというのも特に盛り込んであると思います。その中で、武力攻撃やテロから身を守るためには、やっぱり瑞穂市の国民保護計画は、そういう事態が発生した場合、やっぱり住民の生命、あるいは

身体・財産ということで保護してもらうことは非常に重要でございます。今後とも、国、あるいは県・市の関係機関の保護計画の中で役割等ございますので、十分避難、あるいは救援、あるいは武力攻撃等の災害の対応ができるように、計画に基づいて具体的に、いろんな運用はできないと思いますが、個々にまた所管の中で運用されることをお願いします。

災害が起きないように願うばかりでございますが、今回、国民保護の国の法律が出て、18年度中に瑞穂市の国民保護計画を策定するというところでございますので、また12月上旬には議会報告があるということでございますので、具体的にその説明を受けてまいります。きょうは計画の案ということで、非常に短い時間の総務部長の説明でしたが、ありがとうございます。

それじゃあ最後になりますけれども、5番でございますが、あと7分でございますが、公共交通の問題で、コミュニティバスの質問に移らせていただきます。

4番、コミュニティバスの利便性について。

3月議会におきまして、コミュニティバスの利便性向上に関する議決、これは全員賛成で議決しております。その中には三つの大きな、執行部の方に確認というか、お願いしていることがございますが、まず一つは、バス停を増設してほしい。さらに、利便性の向上を図ってほしいと。あとは、瑞穂市の第1次総合計画の中に載っているコミュニティバスの施策の早期実現を図ることということで、三つの議決をいただきましてもう半年たちました。その中で早くやってもらえるのが瑞穂市の執行部ですが、その状況を簡潔にお願いします。総務部長、お願いします。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、コミュニティバスの問題についてお答えをいたします。

御指摘をいただきましたように、この3月議会において、バスの利便性向上に関する決議ということで御要望いただいております。私どもといたしまして、市といたしましても、現行のみずほバスが市民の皆さんの足として有効に活用されておりまして、そして利用客も、微増でございますけれども、ふえておるとことは本当にありがたいといいますが、一定の評価をしております。

御指摘をいただいておりますように、バス停をふやしてほしいとか、プラント6まで延ばしてもらえないとか、始発の時間をもっと早めてほしいとか、JR穂積駅の発車時刻と連動してほしいとか、さまざまな御意見はいただいております。しかしながら、バス停の増設や路線を変更することになりますと、御存じのように公安委員会とか中部運輸局との協議も必要となってまいります。そして、改めてまたバスの増設も必要になるということでございます。したがって、私どもといたしましては、しばらく現状を注視いたしまして、現在進めております運行経費の中で最も適したバスの運行を図ってまいりたいというふう

に考えております。よろしく願いをいたします。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） まず質問内容三つを初めに用意していきますので、回答をお願いします。

総務部長にお尋ねしたいのは、今御説明があった中で、議会議決後、あるいは市長、あるいは岐阜バス、公安委員会とどのように協議され、どんな問題点があり、整理されたかということの後で聞きます。

市長には、樽見鉄道におきましては18年4月、10月、先ほどの中日新聞（9月15日）に掲載されておりましたが、樽見鉄道もダイヤ改正するというので、よそのことはよそのことで置きまして、コミュニティバスの利便性向上について、瑞穂市についてはいろいろ今まで路線をふやすということを考えてきました。まだ今のところは結果は出ていませんが、具体的にコミュニティバスの利便性向上についてどんなことを考えているかということを確認したいと思います。

あともう一つ市長にお伺いしたいんですが、8月24日に少年議会でも、市立南小学校の6年1組の渡辺君もバス停を小学校にもふやしてほしいというような要望もございました。その中におきましても、よく検討してやりましょうというような答弁も私もちょっと聞いておりましたんですが、そうした中で三つの回答をいただくわけですけれども、今まで公共対策特別委員会におきましては11回、ちょっとこんな厚い書類になったんですけれども、非常に執行部も出てもらって、議会もいろいろ連れてまいりました。その中、運行バス路線の見直しということで、牛牧団地に乗り入れるとか、プラント6の問題とか、あるいは牛牧・十七条線ルートの変更とか、あるいは祖父江地区の停留所をふやすとか、横屋、古橋地区、中宮、呂久、新月、美江寺というようなことで、それはあくまでも議会の委員会の検討というか、私たちの勉強した中の資料でございます。

そうした中で、運行時間帯の見直しなども委員会でよく検討させてもらいました。繰り返すようですが、18年3月24日に議員全員によるコミュニティバスの利便性向上の議決を3本しました。先ほど言いましたように、具体的に、総務部長に言いましたその後、市長とはどのような協議をし、あと岐阜バス、公安とどのように詰めたか、問題点について簡潔にお願いします。以上です。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘の件でございますけれども、私どもは担当レベルと課の担当職員とその件について検討いたしております。御存じのように平成16年5月に、市民の皆さんの御要望にこたえるということで、従来の路線を全部見直しをしておりますし、バスも1台増設をいたしております。もちろん御指摘の件は十分理解できるわけでありましてけれども、今後

につきましては、地域的な発展が望めるとか、そしてバスの急増が望まれる場合に改めて見直しを行うということで現在のところ決着を見ておるということでございます。

議長（藤橋礼治君） 続きまして、2番 篠田徹君の発言を許します。

篠田徹君。

2番（篠田 徹君） 2番、翔の会所属、篠田でございます。

議長に発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

議員の質問の中には、質疑と質問があります。質疑とは、行政から提案された議案に対し疑義をたず。質問とは、施策について質問をするということで、分けられております。今議会より土日議会が開催され、今議会においても提案されております補正予算において250万円弱の経費増になるこの土日議会が有意義なものでありますように願いつつ、質問をさせていただきます。

私は、先月において、あるイベントに参加してまいりました。そのイベントの参加人員は6万人ということでありました。その数のすごさを考えたときに、瑞穂市の人口が5万人とするならば、これくらい多くの人たちに対する責任を持った議会をつかさどる一員として、重責に身が引き締まる思いでございました。

そんなことを考えながら、まず瑞穂市の第1次総合計画にあります将来像「市民参加・協働のまちづくり」を唱えて、多くの市民とともに行政運営を進めることが大事ではないかと感じつつ、今回3点の質問をさせていただきます。一つ目は、瑞穂市総合計画に係る実施計画の具体的な内容、二つ目は、学校給食事業の今後、三つ目は、適齢児童の保育園、幼稚園の受け入れについて、以上でございます。詳細な質問は質問席の方で行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、最後になりましたが、7月29日に会派で市長に対し申し入れを行った市民センター内バリアフリー化対策に対して、段差の解消、エレベーターの設置を計画・実行にかかってくださったことを御礼申し上げます。

まず1点目の質問、瑞穂市第1次総合計画に係る実施計画の具体的内容についてお尋ね申し上げます。

瑞穂市第1次総合計画が、平成16年9月のアンケート発送から平成18年3月議会における基本構想議決まで実に多くの月日と各種団体から多くの人がかかわり、慎重に議論がなされ、策定されてきたことと思います。御存じのように、総合計画は平成27年を第1期目標として進められてきています。では、具体的にその内容がどのように進んでいくのかということ、実施計画の中で実施年度、事業主体、内容、事業費等を明らかにしますと、この総合計画の3ページの中にうたっております。

そこでお尋ねいたします。各担当箇所においてどのような実施計画が作成され、今後どのよ

うに進捗されるのかを、まず公室長、お答えください。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君

市長公室長（広瀬幸四郎君） では、篠田議員の御質問にお答えします。

総合計画が3月に議決いただきまして、今それに基づきまして実施計画を作成しているところでございます。具体的な事業につきましては、合併時につくりました新市建設計画の策定時の順位を承継して進めておるような状況でございます。

まず質問の、どの時点ですかということで、平成18年度から3カ年の計画で内容をつくっております。その内容につきましては、インフラ整備、教育施設の学校の改築などを予定しております。

主な事業につきましては、18年度は継続事業で、施設の統合で給食センターの新設、子育て拠点施設の整備で別府保育所の開設、19年度におきましては、18年度から地域の皆さんと御相談して協議を進めております本田コミュニティセンターの建設、20年度におきましては、小学校、中学校の改築が予定をされております。また、継続事業につきましては、街路整備である市道整備事業を継続的に推進していくような計画になっております。また、予算規模につきましては、今国会でお願いします子育て拠点施設の整備、18年度、用地を含めた5億 1,300万円、19年度は4億 8,000万円を予定しているなど、社会情勢と財政状況を見据えて予算規模を積算し、逐次進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） 御答弁ありがとうございました。全体的な流れは公室長の方からお伺いし、各担当箇所においてそれぞれの計画を持っているということがわかりました。

では、具体的にお尋ね申し上げます。

教育委員会において、今、学校施設の改修、あるいは改築というお言葉がございました。具体的にどのような計画を持ち、どのように進めていかれる予定なのか、お尋ねいたします。よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 教育次長 福野正君。

教育次長（福野 正君） それでは、学校教育関係の予定でございますが、18年度に南小学校の増築工事の設計費を盛り込んでおります。この場合は、児童数が増加をしておりますので、教室不足ということで、増築でございます。19年度に実際の工事を着手していきたいと思っております。このほかに教育委員会の方としましては、施設整備としましては随分たくさんありまして、牛牧小学校の増築工事、あるいは穂積中学校の全面的な改築工事、穂積北中学校の大規模改修工事等々たくさんの工事が順次待っておりますので、これは今後財政の方と詰めて、順番とか実施年度を決めていきたいというふうに考えております。以上です。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2 番（篠田 徹君） 学校における今後の教育委員会の計画はわかりました。例えば南小学校を一つとるんであれば、生徒数がふえてくるから増築で考えておるといふふうにおっしゃられました。これについては、どのように考え、あの南地区、古橋地区等々が何を望んでみえるのか、しっかり市民、学校の先生方の意見を聞きながら進めていくことが大事ではないかと思っております。

また、今の御答弁の中におきましては、順次年度を追ってというようなニュアンスで聞こえる部分があったんですけど、ややもすれば、本当に必要なものであれば、国庫補助金対象の案件であろうかとは思いますが、勇気を持って2校、3校同時に進むことも必要ではないでしょうか。穂積中学校あたりは、建築以後、コンクリートの建物としての基準を満たさない年度に入ってきているということも聞いております。父兄の方々の中にも、そのようなことから心配してみえる方もお見えになります。いろんなことをかんがみて、事を起こすときには勇気を持って前へ進んでいただければ幸いかと思っております。

また、教育委員会におきましては、この整合プランの中を見させていただきますと、学童保育についていろいろな部分において見解が書いてありますが、今政府におきましては、厚生労働省と文部科学省が「放課後子どもプラン」ということで、新しいプランを打ち出しております。今、瑞穂市内の放課後児童クラブ、学童の状況を見ますと、各小学校、穂積小学校、南小学校、牛牧小学校、生津小学校、中小学校、あるいは本田小学校、長期休暇限定の子ども広場、児童クラブ等々で、本当に市民の皆様方が手弁当で、あるいは行政からの支援を受けながら有意義な活動をなされております。しかし、この文部科学省と厚生労働省があらわしました放課後子どもプラン、ややもすると小学校の低学年の授業時間が終わった後の空き時間を利用して、そこで学校が、あるいはそこに地域の方々が入って学童保育を実施したらいいんじゃないかというようなプランが発表されております。これについて教育長、今後の見解をよろしく願います。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） 今議員御指摘の放課後子どもプラン、8月の終わりに報道等でも出てきたものでございます。率直に申し上げまして、現在これは国の方の来年度予算の概算要求段階という、その先立っての情報ということで、実は私が得ている新聞報道ではこういう文言になっておりました。「文部科学省と厚生労働省は、来年度から全国すべての公立小学校で放課後も児童を預かることを決めた」という表現でございます。この表現からいくとちょっとびっくりした中身でございますが、実は情報を収集しましたところ、現時点における概算要求の内容は具体的にはこういう中身のようでございます。基本的な考え方として、「各市町村において

教育委員会が主導して福祉部局と連携を図り、原則として、すべての小学校区で放課後の子供の安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施する」といった中身でございます。

現在におけるこの関係の現状ということは御承知かと思いますが、文部科学省関係は、地域子ども教育推進事業というのを実施しております。うちもこれにかかわっております。これは具体的には、子どもの居場所づくりということで、うちで行っておるのは、土曜日の居場所づくり、瑞穂総合クラブという形で取り組んでおるものでございます。

実はこの関係の文部科学省関係はこの事業一本でございますが、厚生労働省関係、いわゆる福祉の方の関係で放課後児童健全育成事業というものが実施されておりますが、どうも今回出されているものは、それを統合した形で、加えて、それを今読み上げましたように、教育委員会主導でというような中身のようでございますが、先ほど申しました、新聞等の報道は「小学校で」という表現でしたが、「小学校区で」という中身ということでございます。

実際問題で言いますと、この放課後児童の扱い等につきましては、教育委員会に現時点でそれに対応していく体制、組織・仕組みをつくっておるわけではございません。仮にこの方向で教育委員会主導でということになれば、これは教育委員会としてもまさに、それこそそれに対応する組織・仕組みから考えていかななくてはならないということになってくるわけでございます。具体的に申し上げますと、福祉関係部局との調整の問題、対応するための事務局組織、それから対応するための施設、それから対応するための施設管理の問題、それから実際の運営に当たる組織とか体制、運営するためのハード・ソフト両面の予算措置、運営するための人材確保、それからこれが大きな問題でございますけど、小学校教育との関係、そして小学校の職員、いわゆる校長以下の職員との関係。

今だ一っと9点ほど上げましたが、こういったことを考えていかななくてはならないということになります。率直に申し上げまして、この新聞報道等があったときに私のところにもいろんな教育委員会、担当者からどうされますかというような問い合わせも来ておりますが、どの市町におきましても、実質、ある姿で現在進んでおるわけですね。それぞれ各市町で特色ある取り組みといたしますが、それぞれの実態に応じた取り組みをしております。本市にも言ってみればいろんな事情がございます。そういった点では、現時点では国・県の動向を見定めながら、なおかつ考えていくのは、この瑞穂市に合った姿、そういったものを考えていくという方向になってくるというふうに思っております。

瑞穂市には、御承知のように児童数増の方ですね、一般的には空き教室がどんどんできていくという全国的な傾向がございますが、本市には違う事情がございます。児童数増、学級数増、それに伴う校舎の増築、そういった特異な状況もある。そして一方で、市民部を中心として既にさまざまところでの設定も動いている、そして組織もつくられているという状況ござい

ますので、そういった絡みの中で検討していくということにならうかというふうに思っております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2 番（篠田 徹君） まさしく私もそのとおりだと思います。ただ、事を行うにおいては、一面を見るだけではなく、やはり多面的にいろんなことを検討しながら見ていかなければならないと思っております。国がそのような指針をあらわされても、この第 1 次総合計画の一番前の左のところに書いてあります「市民参加・協働のまちづくり」、今まで瑞穂市の学童はいろいろな苦勞の中に現在の姿を培ってまいりました。そうするのであれば、その姿を尊重しつつ、国の意見もどのようにかんがみたらいいか、よくよく検討していくことが私は大事ではないかと思っております。市長、その点についてはいかがお考えでしょうか、よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今、放課後子どもプランについて御議論になっていますが、私はここの中で、なるほど放課後の子供の問題も大事ですが、一番肝心なことが何か外れているなと思いましたが、これに学校の先生はどうかかわっていくとか、学校の一番の本来の使命である子供の教育という問題、これに少しでもブレーキのかかるような形の体制であったら、かかわるべきではないというか、要するにそれは避けるべきだというのが私のまず第 1 番の基本的な考え方であります。

それから、これは文科省が中心でああせいこうせいと言っておりますけれども、それぞれの地域にはそれぞれの地域のやり方があると思っておりますので、むしろこれは放課後子どもプランとして中央からおりてきた制度に従ってやるということではなくて、私どもの地域で子供の居場所づくりというものはどういうふうにしていくのが一番いいのかということを含めて考えて、それを実行していく中においてこの制度を活用できるかどうかというふうに検討していくというふうで、この問題に対しての対応のステップというものは逆にすべきではないかと。主体性はあくまでも地域に住んでいる我々、特に子供たちにあるんだというふうに考えたいと、このように思っています。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2 番（篠田 徹君） そのようによくよく御検討なされて、いろんな意見を聞いて押し進めていただきたく私も思っております。

続きまして、都市整備部長にお伺いいたします。

瑞穂市における岐阜都計の考え方、今このまちは人口増加が著しく、岐阜県内においても、

可児、各務原に次いで瑞穂市ではないかと思われております。また、人口の増加率を見たときには、この間の国勢調査速報値においては県内トップの率を誇っておるというのが現状でございます。そうした中、やはり商業的な部分において、ビジネスチャンスがあるのではないかとということで、大規模商業施設がこの瑞穂市に来たいと言っている声を多々聞きます。そのことについて部長、何かお聞きのことがありましたら発表をよろしくお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 水野年彦君。

都市整備部長（水野年彦君） 議員の質問のとおり、巢南地区の国道沿い、あの付近に集積、大型店舗を持ってきたいということは聞いております。現時点では市街化調整区域でございます。なかなか立地を受け入れるということは現段階では困難ですが、我々が考えますのは、やはり来るから受けるのか、例えば行政と地域が受ける態勢を整えて受けるのかという違いの点もございまして、特に御希望がありましても、今の段階でのまちづくり三法の問題、大規模店舗法の改正によりまして非常に困難な面はございますが、例えば地域の土地の利用計画、あるいはそれが実現できる方向であれば、可能性はないとは言えません。現段階では以上でございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2 番（篠田 徹君） 横屋地区において大規模商業施設が来る計画がある、私もそのように聞いております。しかし、瑞穂市において、そのような商業施設が来ていただいて、地域住民の利便性が高まるのが大事なのか。先ほど市長が、事あるごとに市民の皆さん、いろんな部分に聞いているよというふうに言われましたまちづくりをどのように考えるかということ私なりに考えますと、瑞穂市は緑豊かな、水の清い、人の住むには適したすばらしい住環境のまちであるよというのが一つの誇れるところではないかと思っております。であるとするのであれば、そのような大きな商業施設が来てもらうこともある意味結構かとは思いますが、旧巢南地区においては、農業振興地域において一生懸命お百姓さんをやってみえる、日本の食糧事情をかんがみて本当に率先垂範でやってみえる部分をかんがみるのであれば、そこを岐阜都計の中において無秩序に規制を外して誘致をするばかりではなく、それについてはこの市民がどのように考えておるかということ等をいろんな場において聞きながら進めてもらうことが私は大事ではないかと思っております。

そうした中において、安心・安全のまちづくりを進めていく。いろんな部分において、まだまだ瑞穂市においては直していかなければならないところがあるということ聞いております。私の友人に消防団に加入しておる人間がおりますが、旧穂積、巢南において、消防の取り出し口というんですか、あそこの径が違うんだよ、本来なら75ミリなければならないやつが50ミリしかないということ聞きました。これはもちろん消防法にかかってきちんと基準を満たして

いることではあるかと思いますが、やはり一つの基準である75ミリが適正であるとするのであれば、この第1次総合計画の中にもあります安全・安心のまちづくりをかんがみれば、松尾部長はいかがお考えか、よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 水道部長 松尾治幸君。

水道部長（松尾治幸君） 篠田議員さんの消火栓の関係についてお答えします。

まず消防水利の基準というのがございます。これにつきましては、消防水利につきましては毎分1トン以上で連続して40分以上の給水能力を必要条件。また、40分以上となっておりますのは通常の木造建築物に対しての火災防御という観点からでございますが、同基準の中では、消火栓は、先ほど篠田議員さんは75と言われましたが、呼称65ミリ以上の口径ということでございます。これが消防水利の基準ということで規定をされております。

旧巢南地区におきましては、簡易水道から統合簡水ということで上水道に切りかえました関係上、65ミリと50ミリの口径が、いわゆる決算の状況で見ますと50ミリの消火栓が旧巢南地区の全体の7割を占めておるということでございます。これは私の方の将来の幹線管渠の拡張工事とか改良工事等あわせて、消防関係の総務担当とお互いに連携をとりながら、口径を引き上げていく必要があるかと認識しておりますので、よろしく願いします。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） 今の部長の答弁を聞いてびっくりしました。基準に満たないものが7割もある。それで本当に安全・安心のまちづくりができるのかな、それについての解消をそれぞれ本当に実施計画の水道部においては1番に上げて改善しなければならないのではないのでしょうか。私は、この総合計画59ページにある「水道普及率は84%であり」、今この時代においてまだ16%も上水道が来ていないということはいかななものか、これを第一にすべきではないかと質問しようと思っておりましたが、まずもって何をしておいても、さておいても、消防水利を変えていく中において上水道の布設も適切にやっていくべきだと思いますが、市長はいかがお考えになられますか、よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 安全という意味では、消防の水利の確保というのは非常に大事でございます。ただ、消防水利の確保というのは消火栓だけがすべてじゃなくて、井戸という手もありますので、その辺の配置関係というものを十分に考えながら対応していかなければいけないと思います。

それからもう一つ、消火栓を75に引き上げる場合には、消火栓だけ75にしてもだめなんですよね。管が50でありましたら、そこだけ太くしても、要するに来る水の量は変わりませんので、そういう意味ではこれは非常に大変な仕事でございますけれども、順次整備していかなければ

ればいけないと思います。特に上水につきましては、現在、旧巢南地区におきましては水源が一つでございましたので、何かあったときのダウンということも、リスクも考えて、安全を考えながら、要するに古橋にまず早急に水源をもう一つ確保するという手段をとったわけでございます。次は今度、管路網の整備ということが課題になるかと思えますけれども、そのあたりはできるだけ早く、特に中心になるところから整備して行って、要するにどの消火栓からでも消防自動車が取れるような体制に一日でも早く持っていきたいと、このように思います。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2 番（篠田 徹君） そのようなふうに使っていただきたく私も願っております。ただ、それには莫大な費用が発生してくると思います。そうしたときに、この県内における高山市が、合併以後、東京都より広い面積となり、その中において水道事業を指定管理者制度を打って行っていると聞いております。指定管理者制度がよしであるか否であるか高山市がまずもってやっているようではあります。そういうところも視野に入れて、今後水道部としてより適切な判断をされるように要望いたしておきます。

続きまして、2 点目の質問に移らせていただきます。

学校給食事業の今後でございます。

平成17年度の給食費負担金の収納率は 98.87% で、未納額 300 万 4,000 円、累計収入未済額 1,038 万 8,001 円となり、17年度の不納欠損額は 246 万 1,380 円の金額となっていることがこのほどの決算認定により明らかになっております。この金額は、生活保護世帯、あるいは準要保護世帯を除いたもので、本来行政が支払いを求めるとした保護者である人たちが何らかの理由により未払いになっている総額を、また取りはぐれをいつまでも計上しておくわけにはいかないというようなことから、帳簿から削除していったものであると認識しております。

ここで問題になるのは、本来支払いをしなければならなかった者が悪びれることもなく、徴収に行かれた行政職員に対し、一体だれが給食を食べさせてくれと言ったんや、勝手に食べさせたんやないかなどと言いながら徴収を拒むということがあると聞き、憤りを感じ得ません。しかし、そこにかかわる子供たちには罪はありません。ややもすると、1 日の唯一の食事が学校給食だけという子もいるかもしれません。そうしたネグレクト（育児放棄）家庭に対してどのようにかかわり、指導しているのか、お尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 教育次長 福野正君。

教育次長（福野 正君） 篠田議員さんの今の御質問でございますが、給食だけがその日の唯一の食事という不幸な児童がいた場合、現実に実は過去にはおりました。そういう親さんには、学校、あるいは民生委員の方と相談して、説得と申しますか、お願いをして何とか協力していただくことを考えています。ただし、その状況、対応が全然変わってこないという場合は、児

童虐待ということですので、民生委員さんなどと連携して、子ども相談センターなど関係機関と連絡をとって救済していくということを考えております。もう1点でございますが、母子家庭など経済的な理由で給食費の支払いが困難であるという家庭につきましては、要保護というような手続をとっていただくように指導しております。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） 私ごとで恐縮ですが、私は過去においてPTA会長を務めてまいりました。その折にある方から、学校給食費なんて払わんでも何にも言ってこられんでその方が得だよなんていうことを吹聴してみえる親御さんが見えることを自分の耳で聞きました。また、その方に会ってもみました。その折に言われたことが先ほどの言葉でございます。その折に私は連合会の会長も務めさせていただいておりましたので、時の教育長と相談し、親が給食を食べさせる意思があるかないかを問うにはどうしたらいいだろうと。そうだ、食物アレルギーの問題に絡めて、今は多様な時代である。給食において卵アレルギー、あるいは小麦アレルギー等々いろいろなることがあるから、給食を本当に食べさせますか、弁当を持参しますかというふうに聞いてみたら一つの答えになるんじゃないだろうか。徴収に行ったときに、あなたは食べさせるとあらわされたじゃないかというふうに言えるんじゃないかと思って、そういう制度を取り入れてもらい、今日も続いておると聞いています。しかし、一向に改善するようには見受けられません。

また、今、市民の中から私に伝えてくれる方は、そんな中において給食センターをつくり、その後の運用をどのようにしていかれるのか。そうであるならば、給食センターの人件費、光熱費等々を行政が持ってくれておるのであれば、瑞穂に住む子供たちをみんなで支えると考えらるであれば、今の給食費は食材費だけでございます。しかし、それをも超えて、それをも税で負担すれば、そういう不公平感がないんじゃないかとおっしゃられる方もお見えになります。私はその折においては、せめて、せめて自分の我が子の口にするものだけは保護者が負担すべきではないかと伝えておりますが、そのようにおっしゃり、不公平感を訴える方も多々お見えになります。

そうした中、今度の新給食センターが建設・運用された折には、過去の議会において運用方法をどのようにするか、公設民営で考えておるといふ答弁をいただいておりますが、本当に民営化でいいのか。民営化で行うことだけで経費が節減できるのか。私はややもすると、行政がかかり、しっかり管理運営するのが一つの方法ではないかと思っております。であるとするのであれば、今瑞穂市においては株式会社みずほ公共サービスができております。このような公共サービスに業務委託をすることが最善ではないかと考えますが、市長はいかがお考えになりますか、よろしく願い申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今、今度新しく建設を進めております給食センターの運営についてのお尋ねかと思いますが、いつもかねてから答弁申し上げておりますように、私どもとしては、この給食センターの運営については公設民営という基本的な形で運営したいと思っています。特に子供たちに与えます食材、それから献立、こういうものはあまりフリーにしてしまうよりも、やはりきちんと管理していかなければいけないと思っていますので、そのあたりの事務はきちんと公でやらなければいけないと、このように思っています。しかし、調理作業とか、そういうところは外部にお願いしてもいいだろうという認識であります。その場合に、お願いの仕方というものはどういうスタイルがいいのかとか、その辺は十分に考えていかなければいけないと思いますけれども、やはりそこには企業で採算中心で走られるのじゃなく、やはり子供たちに少しでも衛生的な、またおいしい給食を食べさせてやろうという温かい心を持ったところで調理をお願いしていくのがいいんじゃないかなと、こんなふうに思っております。そのあたりも、どこにお願いするかということはこれからの一つの検討課題だと思っておりますけれども、今御指摘のみずほ公共サービスなんかも候補の一つであろうとは思っております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2 番（篠田 徹君） 新センターに移行した折においては、今の穂積給食センター、巢南のセンターに勤めてみえる方々が、私たちの立場はどうなるのかなあというように心配してみえる。また、じかに私のところに、私たちの処遇はどうなるんでしょうと言っておみえになる方もいました。私がある折に答えたのは、今自分たちのなさなければならぬことを一生懸命やっていた中において、きっと行政は最善を尽くしてよりよい答えを出されると思うから、先を不安することなく、今を一生懸命努めてくださいと話をさせていただきました。市長が今おっしゃっていただきましたように、例えば公社の方にお願いができるのであれば、今の職員の方々はやっぱり熟練度があります。経験があります。そこらに目を向けていただいて、まずもって本人たちにその意思があるのであれば雇用をお願いし、安全でおいしい給食を子供たちに渡してあげてほしいと願っております。

また、新給食センターができた跡地の問題なんですけれど、旧穂積のセンターの方は建設後大分の年数が経過し、中の装備も施設ももう壊さなければならぬかなというふうに思っています。しかし、巢南の給食センターは建設後12年ぐらいの経過かと思っております。そうした中に、中の装備は10年を超え、ややもすればメンテナンスにかからなければならぬときに来ていると思うのであれば、あの跡地の利用をどのようにしたらいいか私なりに考えてみました。

今、先ほど若園議員が言われたように、国民保護法、思わぬ災害、あるいは予測され得ないような事態が起きるかもしれません。その折に対応するためにおいても、防災備蓄倉庫という

のはどうでしょうか。あの位置ならば、すぐ北側に旧巢南の水源地もあり、水の確保も容易ではないかと思っております。決してこれは給食センターの跡地ということで食品備蓄だけを指して言っているではありません。いろんな防災備蓄品をここに保管するにすれば、ここは給食センターとしてトラックが寄りつきやすく設計されております。有事の際に運び出しも、またいろんな装備の入れかえをするに当たっても便利な場所ではないでしょうか。そのようなことを考えながら、市長、今後の検討はいかがお考えか、お尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 給食センターを統合した後の現在の給食センターをどういうふうにしていくかという問題についての御質問でございますが、巢南町の運営してありました給食センターは借地でございます。ですから、あれを放棄するということになりますと、ここまでお世話になってきた地権者の方に大変迷惑をかけるという問題も一つありますので、市として、市の立場においてどんな活用をしていったらいいだろうかと。その中には、一つの方法としては民間への信託というようなことも極端な場合には考えられますけど、いろんなケースが考えられると思います。今の御提案の件も一つの選択肢であろうとは思いますが、そのあたりはまだ私も、どういうふうを活用するかということについてははっきりした結論をまだ得ておりません。そのあたりも、今の御指摘のお話なんかも十分に参考にさせていただきながら、一つの案をまとめてまた御相談申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2 番（篠田 徹君） 相談は議会ももちろんですけど、それにかかわるいろんな人たちの意見を聞きながらやってほしいと思っております。

それでは最後になりましたが、3 点目の質問、適齢児童の保育園、幼稚園の受け入れについてお尋ね申し上げます。

広報「みずほ」9 月号に、来年度の保育園、幼稚園の募集要領が記載されていましたが、本年度と一緒に思われます。現在、幼稚園において空き教室があり、3 歳児からの受け入れも可能と思われますが、私が過去の議会において市長にお聞きした折には、様子を見ながら判断をするとおっしゃって見えましたが、今現在空き教室がある現実を踏まえて、来年度どのようにお考えになってみえるか、お尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 本市における今後の幼稚園教育のあり方ということにつきまして、教育委員会内に幼稚園教育検討委員会を立ち上げ、検討に入っているところでございます。検討項目は、現在の 5 歳児保育のみの幼稚園を 3 歳児からの 3 年保育の幼稚園に拡大していくということです。具体的には、3 歳児、4 歳児、5 歳児の学級数の想定、入園時の数の動向を含め

た保育所とのかかわり、3年保育実施に伴う幼稚園舎の改築、3年保育実施の場合の経費の見積もり、保育料の検討、延長保育に関する考え方などです。基本的な立場として、3年保育の公立の幼稚園という立場で検討し、案を作成したいと考えております。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） 考え方はよくわかりました。私もそのようなふうには、保育に欠ける子を3歳から5歳まで受け入れて子供園のような考え方をするのか、やはり幼児教育の一環として3歳から率先的に幼児教育をするのかという考え方において、瑞穂市において2通りの考え方があるのもいいと思っております。それを取捨択一するのは保護者の判断であろうかと思っております。その選ぶ判断基準が多くなるということは大変結構なことだと思っております。

としますと、この幼稚園の3歳からの受け入れというのは、今現在空き教室があるのは現実ではございますが、別府保育園の新築が終わり、より多くの教室があいたようになってからをお考えになってみえるのか、そこら辺について簡潔に御答弁ください。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） 今議員御指摘のように、これは今度は対象となる子供たちの数にかかわってくる。すなわち保育所との関係、もちろんこれは私立幼稚園との関係も出てまいるわけではございますが、そういった点では、現在は5歳児8学級約230数名という形ですが、この形が当然変わってくるということが想定されます。それにかかわるのは、今議員御指摘のように、保育所がどういう形になっていくのか、これの見定めも必要でございます。そういった立場から言えば、それとの関連の中でということがまず1点。もう1点は、今度は3歳児を受け入れることになれば、先ほど申しましたように、施設のことについて手直し、あるいは改修というものが必要になります。ですから、その工事等にかかわる関連、これは今度は市長とも十分な打ち合わせが必要になってこようかということがあるわけではございますが、そういった立場で実際に先ほどの何点が申しあげました問題点一つ一つをつぶしていきながら、また今言った立場から市長の部局ともしっかりと討議していきたいという立場に立っております。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） 繰り返して申し上げます。選択肢が多くあることは、いいことではないかと思っております。前向きに検討されることを望みます。

今教育長のお話の中にありました別府保育園の建設に絡んでという部分で、別府保育園について市長部長にお伺いいたします。

別府保育園の建設費が今議会に上程されましたが、その中において、子育て支援及び障害児保育支援室について部屋を用意してみえるように聞いております。これについての考え方を御

説明ください。お願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 今回建設予定の別府保育所、いわゆる子育ての拠点でございますけれども、その中に子育て支援室と障害児支援室というのを計画いたしているところでございます。子育て支援室につきましては、お子さんを持ったお母さん、お父さん、親がお互いに今までの経験やら今持っている悩みを話し合う場所の提供、また子育ての悩みを持っている方の相談事、簡単なおやつづくりなどができるようなところとし、気楽に談話ができるようなところを目指してまいりたいと思っております。もう一つの障害児支援室でございますが、現在保育園で受け入れております現状につきましては、健常児の中に障害児を受け入れておまして、障害児の子が健常児についていけない状況が多々見られることがございます。ですから、この障害児支援室において障害児に合った保育ができないものかと。たまには健常児とのつき合い、それから障害児だけの保育ができないかなということも考えております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2 番（篠田 徹君） 現在、瑞穂市の障害を持たれた子供については、もとす広域連合の中における幼児療育センターにおいてお世話願っている部分があるかと思いますが、そこに通っている子たちもこの施設で受け入れる計画で考えてみえるのかどうか、お尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 現在、連合の療育センターに通ってみえる子供が見えます。現在も各保育園で療育センターのないときにはお預かりをしている状況でございます。ですから、今度の別府保育園につきましても同等な考えでもっていきたいと思っております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2 番（篠田 徹君） 新しい保育園の概要はわかりました。

ならば、今ある別府保育園を、建通新聞9月7日号によりますと、「既存園舎は鉄筋コンクリートづくりの園舎を残し」とあります。「木造の園舎は壊す」とあるんですけど、この園舎の跡地利用なんですけれど、例えば瑞穂市内における子育て支援をしている団体、あるいは老人クラブ等々にお貸しをして、拠点として使っていただくことも意義あることではないかと私は考えますが、市長、いかがなものでしょうか、答弁をよろしくお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 現在の保育所のうち、私はしっかりした建物は残して生かして使いたいというふうに思っております。それで、ある程度まで、あれは園児中心の施設でございますので、大人が使うとなりますと、端的なことを言いまして、トイレなんかも直さないためでご

ございますけど、そのあたりはある程度整備しまして、できるだけ広い範囲の方々に使っていただけるような工夫、仕掛けをしてみたいと思います。だから一言申し上げれば、特定の団体だけに活用ということは考えておりません。要するに開かれた形での利用ということで、どういう形の使い方をしていくのが一番いいだろうかというようなことにつきましてはまだ研究段階でございますので、どういうふうに使いたいということはちょっと申し上げにくいんですけども、そんな視点であそこは西側の子育て支援施設と関連したような形で使えたらいいかなと思います。その中には、今御指摘の中でも、特に3世代交流というような使い方も一つの方法としてありますし、また、こちらの施設内におきましては公立の施設で公が管理しておりますので、限られた時間とかいろんなルールが出てきます。そういうのにとらわれないフリーな使い方というものにも一工夫してみたらどうかというようなことも考えます。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） ありがとうございます。そのように考えていただいて、広く市民の方に有意義な使い方がしていただければいいのではないのでしょうか。

最後になりましたが、新別府保育園の建設について私の思うところを話させていただいて、それを行政側がどうとらえるか考えてほしいと思って、話をさせていただきます。

昭和45年当時、私どもは駅北地区別府桜町に住んでおりました。その当時、ほづみ幼稚園に通う子供たちは、本巢縦貫道の上を今で言う分団子ども会のように集団登校で通園しておりました。縦貫道を渡るときには、先生方が旗を出して車をとめ、そこを横断して渡っておりました。私の妹がそこで交通事故に遭いました。それは、先生方がとめた車を追い抜いて走ってきて、うちの妹が事故に遭いました。その後、あそこに地下道ができたと記憶しております。

今度できる新園舎は、縦貫道の西側でございます。通っている子供たちの大多数は、縦貫道の東側に住んでおります。もちろんそれをかんがみて、まちづくり交付金を活用し、地下道の整備もかかると聞いておりますが、地下道の出口が南を向いているとも聞いております。北進の車を受ける形になります。よくよく考えられて、予測され得る事故が起こるべきして起きたと言われぬように、今の本田第二保育園の前を見ますと、入り口の道路のところを、雨降りなどにお母さん方が傘を差し、片手に幼い子のベビーカーを押し、そして我が子に口でそっちへ行っていかんよ、こっちへ行っていかんよ、すごくすごく注意をしながら通園している姿を見ると、あその位置への建設はよくよく検討に検討を重ねてほしいと思っております。

時間をオーバーしました。申しわけありません。以上で終わります。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合により、3時15分まで休憩します。

休憩 午後3時04分

再開 午後3時15分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

15番 星川睦枝君の発言を許します。

15番 星川睦枝君。

15番（星川睦枝君） 15番 星川睦枝でございます。

今回、一般質問1点をお願いいたします。

旧勤労者福祉施設の跡地の利用方法についてをお伺いしたいと思います。

以前、瑞穂市古橋にありました勤労者体育センター、通称「町民プール」と呼んでおりましたが、所有は雇用能力開発機構、以前の雇用促進事業団、施設運営については旧巢南町で行っておりました。国の行政によって公団・事業団の整理・統合化が図られ、当施設についても廃止が決定され、取り壊した経過があります。今は瑞穂市の所有地となっておりますが、そこで本題に入りたいと思います。

その取り壊した跡地 2,889平方メートルの利用方法については、何か計画を考えておられるか。地域住民からは何ができると聞かれることも少なくはありません。住民全体で利用できるものと考えたときに、地域コミュニティセンターを南校区の方でどうかという思いで、何点か問題点もある中で、後ほど質問席で質問させていただきます。よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 星川議員の御質問にお答えさせていただきます。

町民プールの跡地、現在市が所有しております土地がそのままになっているわけですが、あれを市のいろんな施策の中で活用することを考えるという御指摘かと、このように思います。

正直申し上げまして非常に難しいんです。なぜかといいますと、まず面積が約 900坪しかないわけです。そこで、今の時代ですと、駐車スペースがある程度まで要ということになると、どの程度使えるだろうかというようなことが一つ。それからもう一つは、公共施設でいろんな人が出入りすると。それも特に夜ある程度の時間までということになりますと、周辺が既に住宅地として開発されていますので、お隣の生活にかなり御迷惑をおかけするんじゃないだろうか。だから、その辺は迷惑をかけないようにして、そしてこれだけの面積の中で使う方法は、どういう方法があるのだろうか、正直申し上げまして非常に悩んでいるのが実態でございます。

現実、この御指摘のございます例えば放課後児童クラブなんか、現在あいているおうちをお借りしてやっていますけれども、ちょっと手狭でございますし、そういう機能、子供たちがそういう時間を費やす場所もどこか適当なところに求めなければならないと、そんなことも考えるんですけれども、放課後児童クラブ候だけの施設というわけにはいきませんので、で

きるだけ大勢の人が利用してもらえる施設という非常に欲の深いことを考えますと、どういふふうにしたらいいのかなと。

そういう全体で使える施設の整備ということになりますと、私は、ざっくばらんなことを申し上げまして、南小の近くでやると仮定すれば、南ふれのお隣というか、地域の中で考えた方が、要するに広場もあるし、うんと活用性が高まるんじゃないだろうかというようなことも考えたりなんかしますと、実際に非常に頭を痛めているというか、といて何かに使わなければ、何とか活用しなければならないという課題もありまして、ひとつまたこれからいろいろと、そういつまでもほうっておけませんので、十分に地元の皆様とも御協議しながら、といて、これは市の土地でございますので、地域の皆様だけで使っていただく施設にするわけにはいきませんので、そのあたりも考えながら、何かいい知恵がないかなということいろいろとまた検討してみたいと、このように思いますけれども、いつまでもこのままほうっておくつもりはございません。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

15番（星川睦枝君） ありがとうございます。

実は先月、8月の末ごろに、南校区の自治会長さんたちにお集まりしていただきまして、いろいろと御相談等々もさせていただきました。今市長さんの御答弁の中にありました、面積的にちょっと狭い部分、何をつくろうかといっても面積が狭いと、そうした御意見も出ました。そして、できることなら、あの南地域は今開発される中で、開発といっても住宅が建つ一方で、本当に緑地、空き地が狭くなってきておりますのは事実でございます。その中で、あそこの面積を学校、地域の周りに代替等々で考えていただく案も出ました。

そして、先ほど私、いろんなことがありますということは、第1点に災害の問題、けさからもいろんな一般質問の中でも出ておりますが、水との闘いの歴史の中で、この地域は災害でいろんな苦労をなさってきた経過がございます。私も、30年前の51年の9・12も経験しました。そして、この30年の間にあそこの開発が、9・12のときに6軒ありましたうちが、今や南校区の中で1,000軒以上の建設がされておるわけなんですね。一つの枠の中で、五、六軒のおうちの中で、9・12の水がついたときに周りは湖のようになりましてボートが上を行き来した思いをしておるんですが、その中で1,000軒以上がふえたということによって、理屈からいいましたら、水のかさがあれしたら、もう床下じゃなくて天井裏、屋根になっちゃうのが現状ですね。そうしたときに、学校へ避難とかいろんなこともありましたけれども、私はやはりそうした避難場所も一つは検討していただきたい。

そしてもう一つは、先ほども学童クラブの件も出ました。私も昨年、学童保育のことで一般質問させていただきましたときに、市長さんの御答弁の中で、やはり学校だけの問題じゃなく

て、地域の方々との交流もしたいからと。だからこうした方法もあるんだという御答弁の中で、早速私も地域のところを走り回って一軒家を見つけたんですが、やはりそのときは五、六人の児童が今や20何人という、物すごい本当にふえ方ができておるんですね。

ことし、市長さんも御存じのように、学童クラブの御父兄の方が、お正月過ぎにこういうことをしたいんだと。一度見に来てくださいというお声がかかって、それはもちつき大会でございましたね。そこへお邪魔したときに、農協の場所をお借りしてテントを張って、すごい人が親子でやってみえる姿を見まして、私は、受け取り方はそれぞれ議員さんたち違う部分もあるかと思うんですが、ああ、こうした地域との触れ合いの中でやられることを市長は望んでいたのかなという思いでその場も見させていただいたし、親子でもちつき大会されたおもちもいただいて、その何日後かに近所のおばあさんが、星川さん、おもちを私たちもいただいて食べたんですよ。本当においしかったわと。そうした雰囲気のある地域にこの学童クラブが私たちの地域ではなっていると。

ただ、人数の問題がこれから、先ほどから言っています、どんどんうちが建ってくる中で、まだまだ人口がふえてくると。学校の部屋も足らなくなってきていると先ほどの一般質問でもありましたように、今後の南地域をどういう形でしていくかということになりますと、やはりそうした問題も出てきますし、いろんな面を考えたときには、やはり皆さんが平等に公平に活用できることというのは、けさも市長さんの答弁の中にもありました、地域コミュニティーと。私はそれしか皆さんの触れ合いの場というものは、各地域にはもう公民館はできてあるんですけれども、そうしたコミュニティーじゃなくて、いつも言っておられます地域コミュニティーを何とか考えていただく方法はないのかなという思いをしているわけですが、そうしたことも踏まえた中で、もう一度あの土地を、狭い、周りは確かに住宅に囲まれて、何をあそこでするんやなといったときには、やりようがないというのは現状おっしゃるとおりなんです。

ですから、あれをまた生かしていただく方法をもう一度執行部の方でも検討していただいて、よりよい地域の人たちに喜ばれるものと考えていただきたいなという思いで今回この問題を取り上げたわけですが、自治会長さんたちのいろんな意見の中には、やはり我々がこうしてほしいということを提起しても、執行部がどのような計画を考えていらっしゃるのか、その辺を聞かないと僕たちが動くわけにはいかないと。だから、その辺をしっかりと聞いていただいてから再度地域の役員さんたちとの協議をまた持ってみようかという結論になったわけですが、そうしたいろんなことを考えたときに、まだまだ私は瑞穂市全体にはお互いに同じ思いのところがあるかと思うんですね。ただあそこだけをどうというつもりはないんですが、たまたまあそこの土地がほうりっ放しという言い方はあれですが、皆さんが、先ほども言いましたように、何を考えているんだろうか、市は何をつくってもらえるんだろうかという声が日に日に上がってきておりますので、実際そうしたことを今後いい方向の考え方で検討し

ていただきたいなという思いをしております。

そう私もどうのこうのあれはしませんけれども、市長、もう一度御答弁をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今星川議員がおっしゃいましたように、この学童クラブの皆さんのもちつき大会へ私もお邪魔させていただきました。仕事をしているお父さんまで出てきて、一緒に子供ともちをついたりなんかして、これが一番美しい姿だし、こういう環境の中で子供は育てないかんだなということをしみじみと思い、その波紋が少しでも広がるようにというふうに願っておるわけでございます。

そんな話をしてもあれですので、この土地の利用につきましては、私どもなりに一遍よく検討しまして、地元の皆さん、代表の方にもちょっとお集まりいただいて、ざっくばらんな形で一遍御相談させていただきます。その中で、どういうふうに使ったらいいのか、またあの地域にどういう施設を持っていくのがいいのかというようなことで御意見を聞きながら、また私どもの考え方も申し上げながらということで、ひとつ方向を早急に見つけさせていただきますので、よろしく願いいたします。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

15番（星川睦枝君） ありがとうございます。

先ほど私が言いました地域の代表者、いろいろとまた今後検討するときには執行部の方からもぜひ出席していただきまして、いろいろな話し合いにかみ合っていたきたいと思っております。本当にありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 続きまして、4番 浅野楔雄君の発言を許します。

4番 浅野楔雄君。

4番（浅野楔雄君） 議席番号4番、翔の会、浅野でございます。

議長の発言許可を得ましたので、質問させていただきます。

私は、2点についてお伺いいたします。市の公共施設用地に多数点在している借地について、もう1点は、校区別地区活動について、この2点について御質問したいと思います。

質問席から質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは最初に、会派代表質問の中でも申し上げましたんですけど、健全財政ということで会派代表で質問させていただきました関係上、この点についてお伺いします。

今、瑞穂市に公共施設用地で借地になっているところが37カ所です。そのうち総務課所管が3カ所、都市管理課所管が7カ所、水道事務課が1カ所、学校教育課が11カ所、生涯学習課が10カ所、児童高齢福祉課5カ所、総面積7万9,397.8、年間借地料6,155万3,493円ということになっております。その中で一番私が不思議に思いましたのは、中小学校の学習田499平米、

3万円。ところが、南小学校学習田 955平米が30万 3,000円と。面積が2倍になると借地料が10倍になると。教育長はこのことについて御存じだったですか。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） 今初めてお聞きをして、私は承知をしておりませんでした。通告書に中身が書いてあれば調べてまいりましたが。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

4番（浅野楔雄君） 通告書になかったから知らないというわけにはちょっといかないと思うんです。いわゆる借地が自分の所管しているところにどれだけある、何か所あるぐらいの掌握は恐らく御存じだろうと思います。どうですか。

議長（藤橋礼治君） 教育次長 福野正君。

教育次長（福野 正君） 借地のリストの方は手元にございますので、承知をしております。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

4番（浅野楔雄君） それでは、各所管のところの責任者の方にお伺いします。

総務課所管では、第4分団消防車の車庫 339平米、借地料が48万 7,960円ということで、これが昭和58年12月19日からお借りになっているということです。これはもう10年以上ずっと借りられているとなると、この借地料だけでこの 339平米が買えると思うんですけど、ずっと税金を借地料に払って、公共、いわゆる市の所有にするお考えがあるのかどうか、ひとつお伺いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、私どもは公共事業を進めるに当たってどうしても土地が必要となってくるわけでありますが、その土地の取得に当たっては、どうしても土地の所有者の意向によって決まってくるということで、どうしてもその場所が適地であるという判断をした場合は、買収の交渉は行うわけでありまして、交渉に応じていただけないということで、やむを得ず賃貸、土地所有者の意向によってそういった方向に持っていったということでございます。以上です。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

4番（浅野楔雄君） やはり公共のものをやる場合には、憲法にもちゃんとそれ相応の補償をしてやるという条目が大前提にありますし、都市計画法とか土地収用法、いろいろとありまして、やはり未来永劫借地料を払っていくという物の考え方は今後直していただくというか、改善していただかないと、ずっと瑞穂市が存続する限り払い続けるということで、会派

代表質問のときに申し上げましたように、裕福な財政だからというのにあぐらをかかずに、夕張市のようにならないように、ひとつ行政の方々は十分気をつけていただきたいと思います、いかがでございましょうか。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、私ども御指摘にございましたように、毎年こういった借地の関係を解消するために所有者と交渉いたしまして、財政の許す限りでございますけれども、順次買収をさせていただくということで現在も進めております。以上です。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

4 番（浅野楔雄君） ありがとうございます。前向きな姿勢でお答えいただきまして、ありがとうございます。

次に、水道課所管のところについてお尋ねします。

宮田水源地の 2,578 平米、年 151 万 5,864 円というのがございます。これが昭和 62 年から契約されているというふうに調査の内容ではなっていますが、これも借地になっておりますので年度年度で契約更新があると思うんですけど、この契約更新のときにトラブルった場合に、水道がとまるということ。また、水道をとめられるということは、市民の生命線を絶たれるという非常に厳しい状況に置かれると。いわゆる先ほど若園議員が言いました非常事態のときの条件と同じで、水をとめられますと、まあ穂積の方から給水で助かるという答弁をされればそれで終わってしまうんですけど、そうじゃなくて、やはり上物はこちらの浄財でつくったものですので、借地のところでトラブルって、さあ水が給水できないということになりますと、市民の生命線に影響してくるという点がございしますが、この点の危ないというか、危険なことが出てくるようなことはないですか。

議長（藤橋礼治君） 水道部長 松尾治幸君。

水道部長（松尾治幸君） 浅野議員さんの、宮田の統合簡水の上水道の水源地の借地ということでございます。

旧巢南町は、簡易水道 3 ヲ所を統合の上水道にしたときに、その現在の宮田の水源地を地主さんから借り上げて、以後ずっと水源地に使用しているところでございます。賃貸借契約の折に今まで地主さんと値段交渉等についてトラブルった経緯はございませんが、更新時については、いわゆる市の方に売買の意思があるかどうかを聞きながら契約更新をしている状況でございますので、現時点では値段交渉でトラブルることはないというふうに確信しております。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

4番（浅野楔雄君） ありがとうございます。そういうふうな危ういことが出てこないということであれば、市民も安心して水が飲めると。また、非常事態が起きた場合も給水が続くということでもありますので、大変私はよろしいのではないかと思います。今後も行政の方でトラブルのないように、十分地主さんをお世話させていただいて、水をとめられないようにしていただきたいと思います。

次に、学校教育課所管のところについてお尋ねします。

巢南の場合、学校教育課所管ですと、巢南中学の体育館 1,423平米、年83万 7,672円、それから中小学校の校庭1,459.86平米、年 202万 9,065円、それから中小学校駐車場 933平米、年 46万 5,120円、そして先ほど申しました学習田、それから巢南給食センターの 2,126平米、年 125万88円というのがあるんですが、例えば先ほど申し上げました学習田ですが、牛牧小学校、本田小学校、これは学習田は無料です。それから本田小学校の先生方の置かれる車の駐車料金、これも無料で地主さんが面倒を見ていただいていると。こういうふうな点がございまして、やはり学校教育課の方も、大体小学校の校庭に、どの位置にあるかは知りませんが、1,459平米も運動場を借りなきゃならないという自体が非常に異常なんではないかなという気がしますが、いかがですか。

議長（藤橋礼治君） 教育次長 福野正君。

教育次長（福野 正君） 中小学校にあるところですが、これは古い時代から実は美江寺神社から借りている土地です。過去の歴史が長いもんですから、ちょっとこれはいつからかというのは非常に難しいんですが、もちろん我々が入るずうっと前から存在しております。校庭内の美江寺神社名義のものを中小学校は借りております。今後交渉して、購入できるかどうかということも検討していきたいと思っています。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

4番（浅野楔雄君） 今の説明ですと、ちょっと語尾の濁ったところもあるんですけど、相当古いということで、寺小屋の時代から、美江寺神社の敷地ということになりますと、寺小屋かなんか非常に歴史のあるものであれば、今度は逆に、中小学校の建物を寺子屋風の校舎にしてあの街道の名物にもできるような方法もあるかと思うんですけど、一遍その辺をよく精査していただきまして、やっぱり学校の運動場、子供を運動させるところを大きな顔してお借りして年に 200万も払うというのを市民が聞かれたら、それは子供のため、孫のためと言われればそれほど異論はないかとは思いますが、細かいことを言われる方でしたら、普通は市のものであるというふうに市民のほとんどが理解していると思いますので、この学校教育課の方も大分お借りになっているところがございますので、順次精査していただき、市の公共用地として使っていただけるように努力していただきたいと思います。

次に、巢南給食センターの 2,126平米、年 125万88円ということで、これは平成5年くらいに建てられたものだと思うんですけども、これも借地ですので、今度給食センターを統合した場合、これはお返しするのかもしれないのか、また返す場合は上の建物を壊して返すのか、この辺の契約はどうなっておりますか。

議長（藤橋礼治君） 教育次長 福野正君。

教育次長（福野 正君） 先ほど篠田議員さんが御提言いただいたときに市長がお答えした内容のことだと思うんですが、お借りしました、それで上物が建っておりますが、建物は実は10年か11年ぐらいですので、十分使えますので、それを含めて今後跡地利用を考えていきたいという答弁だったと思いますが、そのように進めたいと思います。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

4番（浅野楔雄君） ですから、今、学校教育課だけで総面積9,590.86平米を借地ということでございますので、これを極力少なくしていただいて、未来永劫借地料を払わなくていいように、将来に負の遺産を残さないように努力していただきたいと思います。

続きまして、生涯学習課所管でお尋ねいたします。

犀川グラウンドの 4,178.6平米、年64万 1,116円、これが昭和62年に契約されております。それから西ふれあい広場駐車場 972平米、41万 8,780円、これが平成8年ですね。それから西ふれあい広場グラウンド 9,560平米、年 411万 9,590円、それから中ふれあいグラウンド 1万 2,389平米、 590万 1,660円、これが平成9年ということで、この平成8年、それから9年、これがちょうど賃貸料だけでこの3ヵ所で 1,000万超えるんです。非常に大きな金が、中ふれあい広場グラウンド、西ふれあい広場グラウンドで 1,000万要るわけですね。やはりこういうのも、常に子供たちがスポーツ少年団とかスポーツクラブで使用する場所であろうと推察しますので、これもやはり対処していただかないと、ずうっと借地のところばかりで子供が遊んでおるといふ瑞穂市の評判が立たないように、よろしくお願いします。

また、巢南中央公園も 2万38平米、これも 400万と。これも平成14年度に契約されているようですけど、こうなりますと、これで 1,500万、旧巢南地区だけで借地料 1,500万以上払いますので、合併した関係で、極力この借地をなくしていただいて、市民のとうとい税金をつぎ込まないようというふうをお願いしたいんですが、いかがでございますか。

議長（藤橋礼治君） 教育次長 福野正君。

教育次長（福野 正君） 生涯学習課管轄の分が一番多うございまして、大月が2万、西、中、南、それから西部複合センター、犀川グラウンド、この総合センター含めまして5万以上あるわけです。昨年、実は1億円の枠をいただきまして、西と中のふれあい広場の方で 5,218平米購入しまして、その分は実は減っております。さらに18年度、今年度ですね、西部複合センタ

ーの前の、今駐車場に使っておりますが、2,347については今年度買収予定で予算計上しております。そのほか、ことしも枠を持っておりますので、地権者の方にお話をして徐々に借地を少なくしていこうという計画を持っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

4番（浅野楔雄君） ありがとうございます。

その次に、児童高齢福祉課の担当者の方にお伺いしたいんですけど、私の不勉強でよくわかりませんが、西保教センター用地、南保教センター用地というのは、場所はどこにあるんですか。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 保育園でございますけれども、保育園の園庭といたしますか、グラウンドといたしますか、その部分になっております。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

4番（浅野楔雄君） 我々不勉強ですので、日本語の略語を使われますと、西保教とか南保教といたしますと理解に非常に苦しみますので、ひとつわかりやすく表示していただくようお願いしたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

それでは、きょう朝から大分皆さんお疲れのようですので、長い質問はちょっと控えさせていただいて、それと、今、借地を順次減らしていくという前向きな御返答をいただきましたので、借地についてはこの辺で終わらせていただきたいと思います。

それでは次に、校區別地区活動が適正に運営されているかという点で、非常に考えにくい点が多々見受けられるのでひとつお伺いしたいんですが、例えば、これは地元のうちの牛牧校区のことですので、耳の痛いことをずばりと言いますので、よろしく願いしたいと思います。

例えばことしの18年度の夏祭り、7月22日に行われたんですが、このときの資料によりますと、まずこの催し物のときに会計が2人おるんです。ということは、今までやっていた会計が間に合わないからもう1人会計をつけたというふうに、この催し物をやられたときの責任者とかいろいろ書いてあるやつを見ますと、2人会計が書いてあるんですね。それとこれ、ずうっと従来からやってこられた会計が間に合わないんでもう1人つけたという解釈を長年やっていらっしゃる方がちらっと口を滑らせたんですけど、こういうふうにされたのは全体会議でなされたのか、それとも行政の担当者の単独でやられたのか、どちらですか。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） 御質問でございますが、まずもって、浅野議員さんが議員になられる前からこの校区活動にかかわって非常に御尽力、御活躍をいただいたというふうに聞いており

ますし、議員になられてからもこの校区活動にかかわりまして大変なお力添えをいただいておりますこと、これにお礼を申し上げたいということを思います。

今の御質問でございますが、本当は通告書に書かれている中身を全部一括して御答弁を申し上げた方がいいということを思います。今の点だけについて言いますれば、あくまでもこの組織は各校区活動委員会の方で決定をしていただく。まさに自主的な運営、そういったものが基本になっておりますので、会計をお2人にされたということが事実だとするならば、それは当然その校区活動委員会の総会等で決定をされたものであるというふうに私は思っております。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

4番（浅野楔雄君） 今、活動委員会の方で決められたという教育長の説明でしたが、それでは、例えばこの校区活動について使われましたサウンドシステム、13万円の支払いが行っていますね。これが、担当職員の机の上に現金の入った封筒が置いてあったんですが、そういうことを職員がやっていいんですか。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） この質問通告書の中に、市職員の指導で実施され、経費の支払いを職員が支払いを行っている、業者の選定が市職員主導で行われている現実を知っているか、補助金を市職員の判断で支払っている現実を知っているかといった通告書でございますので、今の御質問に絡めて、このことについてお答えを申し上げたいということを思います。

こういった御質問でございますが、ひょっとしたら誤解があるのではないかとこのように思っております。これは前にも御質問いただいたときにも一応説明申し上げた中身と同じになるわけでございますが、いわゆる校区活動は、地域コミュニティづくりを目指す地域の方々の自主的・主体的活動をコンセプトとしております。自治会を初めとする地域の各種団体、地域のさまざまな立場の人たちにより校区活動委員会を組織し、自主的な運営によって地域の方々の交流を深めていくというのがその趣旨であります。組織には、会長、副会長、会計、会計監査等の役員を置き、総会等において事業計画を立て、部会等によって各事業の推進を図る、そういった形をお願いをしておりますし、どの校区活動もその立場で大変な御努力をいただいております。

この校区活動につきましては、長年積み上げられてきた成果と生まれてきた課題を踏まえ、平成16年度末に瑞穂市地域コミュニティ活動事業実施要綱として、その基本的な立場を改めて明確にしました。今はその要綱のもとで、各校区活動委員会がそれぞれに特色ある活動を計画していただき、その運営実施、予算及び予算執行を校区活動委員会の責任において行っていただくという体制をとっていただいております。平成16年度末からは、各校区活動委員会の会長及び役員の方3人ずつにお集まりをいただき、その趣旨について説明会を開催し、この方々

との意見交流も行っております。

教育委員会は、校区活動委員会に担当者を配置しております。当然この瑞穂市地域コミュニティ活動事業は目的を持った補助事業でございますから、教育委員会職員はその趣旨に沿ったお願いや助言をいたします。また事務的なお手伝いもします。それが教育委員会職員の役割でございます。校区活動委員会によっては、事務的なこと、あるいは物資調達等のための細かいやりとり、あるいは会計支払い事務等を依頼を受けて教育委員会職員がやっているという場合もありますが、先ほど申し上げましたように、校区活動の全体的な事業計画、個々の事業の具体的な計画、またそのための予算編成、また必要な物資等を調達するための業者選択、またその予算執行は、校区活動委員会の権限と責任において行っていただき、事業報告という形で報告をいただいております。

あくまでもこの補助事業の主体者は校区活動委員会であり、仮に教育委員会職員が事業計画、あるいは実際の運営、業者選択、会計処理等にかかわる場合があったとしても、それは校区活動委員会担当役員等からの指示、あるいは依頼を受けてということが基本になっております。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

4 番（浅野楔雄君） 今、教育長は自信を持ってお話しになりましたが、現実、何でしたら証人をお呼びしまして事実を明らかにしてもいいですか。いわゆる教育長が部下を守られることは確かにいいんですが、もしそこまでお言いで、私が自分どこの校区を守るという意味だけで言っていると思われると少々間違ってくるので、もしあれでしたら、その現実をお知らせするんでしたら、証人は幾らでもそろえます。それともう一つつけ加えますが、いわゆる活動委員会で決めたというふうなら、活動委員会の役員からの苦情が私の方に入ってくるわけではない。

それから、8月19日に徳山ダムに行っております。そのときに、あのときはたしか案内にはダムの底までというふうになっておったんですが、現実にはダムの底まで行っていませんね。私も、バスには乗っていきませんでした。ただ、水資源公団の方の係の方に聞いたら、はいどうぞ、御案内しますから。そのかわり何時まで待っておってくださいということで、あれはたしか一番底まで行って水の入ってないところも見てきたと。いわゆる下調べをしてあの案内を出されたのか。それともう一つ、あの申し込みをバス会社で受け付けをやったと。普通、それであるならば、活動委員会が窓口で募集人員を取りまとめてやるのが本来の姿ではないかと。今教育長が言われたように、活動委員会の意向ということであるなら、活動委員会が幾らバス会社を窓口にしてくれと言ったときにも、今度は逆に行政の方から、それはまずいですよと。活動委員会さんの方でまとめて、何人、会費が幾らとやるのが活動委員会の筋だと思うんですけど、その辺はどういうふうにお考えですか。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） 非常に個別具体的内容でございますので、そのことにかかわって私自身が掌握しておるわけではございません。しかしながら、まず御指摘の会計処理等につきましては、各うちの担当職員からも一応確認をいたしております。すべての会計係がそういった役員さんですべて行っているというところもございますし、中には、一部少額の支払いは職員が会計係から受け取って支払いをしている、事務的にお手伝いをしているといったものもございます。五つの各活動委員会の実態について私は掌握をしまいいりましたけれど、そういった職員の申し立てについては私は信頼をしておるつもりでございます。

それから、私の先ほどの答弁の中でこういった文言を使わせていただきました。平成16年度末にコミュニティー事業の要綱を作成したと。その中身の中に、「長年積み上げられてきた成果と生まれてきた課題を踏まえ」という表現をさせていただきました。実は私も16年からここでお世話になっておるわけでございますけれど、さまざまなこの活動のすばらしさ、これは私は来る前からうわさで随分聞いておりました。この活動のすごさ、すばらしさ。一方で、来たときに、やはり幾つかの課題もございました。具体的に上げますと、組織にかかわること、ですからこれは役員にかかわることにも絡んでまいります。それから会計・経理にかかわること、それから景品にかかわること、それから大きな機材購入にかかわること、そういったような課題と申しますか、私のところにも耳に入ってくる中身がございました。それゆえに、16年度から各トップの方3人に集まっていたいただいて、それで要綱も、こういった要綱を定めましたので、それを基本的な立場でお願いをしたいと。それから留意していただきたいことはこういったことですよといった形で、16年度の末に初めてそれをやり、昨年度末もそれと同じようなことをやってきたわけでございます。

そういった点では、あの事業のすばらしさ、これを私は消し去るつもりはございません。また、そういう形に積み上げてくるために本当に一生懸命努力をしてくださった方々、この人たちに対する感謝の気持ちは持ちたいということを思っております。しかしながら、今議員さんからあったような仮に疑惑があるとすれば、これはまことに残念なことでございます。そういったことについては、極力やはり私どもも一生懸命どうあったらいいかということを検討しながら、やはりこの事業そのものは一層高めていきたいと、そんな気持ちでおるところでございます。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

4番（浅野楔雄君） 今教育長がいろいろと説明されましたので、この場でやりますと傷が大きくなるということもありますので、証人を連れて教育長のところに行きますので、ひとつ御了承いただきたいと思っております。そうしませんと、やはり今度、私、この公の場で一般質問した関係で、教育長の理論でおっしゃるのはわかります。わかりますが、現実を見ていただくため

にその当事者を教育長のところにお連れしますので、それではよろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わります。

議長（藤橋礼治君） 以上で、本日予定していました一般質問は全部終了いたしました。

散会の宣告

議長（藤橋礼治君） 本日はこれで散会します。大変御苦労さまでございました。

散会 午後4時13分

